

神奈川の里地里山の未来にむけてⅡ

里地里山の保全手法等に関する調査研究最終報告書



横浜国立大学大学院国際社会科学研究科

比較公共政策ゼミナール

研究代表 小池 治

2013（平成25）年3月

はじめに

神奈川県は、2007（平成 19）年に制定した神奈川県里地里山の保全、再生、活用の促進に関する条例（以下「里地里山条例」という）にもとづき、県内の里地里山の保全・再生・活用を図るための指針（かながわ里地里山保全等促進指針）を 2009（平成 21）年 3 月に策定し、里地里山のもつ多面的機能の発揮と次世代への継承を図るための諸施策を推進している。同指針では、大学や研究機関等と連携して、効果的に里地里山を保全するための手法や活動の組織化について調査研究を行い、効果的な保全等の推進や活力ある組織づくりについて提案を行うこととしている。横浜国立大学大学院国際社会科学研究科比較公共政策ゼミナール（研究代表：小池治）では、かかる目的に資するため、神奈川県の「大学発・政策提案制度」による「里地里山の保全手法等に関する調査研究」の採択を受け、2011～2012 年度の 2 年度にわたって、県の協力のもとに調査研究を実施した。

昨年度の研究では、里地里山条例の特徴、保全に向けた取り組みの概要、都市化が進行するなかで里地里山地域を保全するための法制度、生態系サービスの保全に向けた国際的な動きについて考察を行った。2 年目になる 2012（平成 24）年度においては、里地里山条例にもとづいて実施されている里地里山保全等施策の進捗状況を調査し、県の里地里山保全等施策の有効性を検証するとともに、里地里山の多面的機能を保全、再生、活用するための政策手段や活動団体の支援策等について検討を行った。その過程では、里地里山保全等地域において保全活動に取り組んでいる 6 の活動団体（土屋里地里山再生グループ、蓑毛里地里山保全地域を守る会、波多川四十八瀬を愛する会、堀西里地里山保全地域を守る会、七沢里山づくりの会、美しい久野里地里山協議会）を訪問し、ヒアリングと意見交換を実施した。ご協力をいただいた活動団体のみなさまにこの場を借りてお礼申し上げる次第である。最後に、本調査研究が神奈川県における里地里山の保全、再生、活用にいささかなりとも貢献できれば幸いである。

2013 年 3 月

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科
比較公共政策ゼミナール
研究代表 小池 治

本報告書における記述はすべて研究代表者である小池治（横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授）の責任のもとにとりまとめたものであり、神奈川県の見解ではないことをお断りしておく。

神奈川の里地里山の未来に向けてⅡ

里地里山の保全手法に関する調査研究最終報告書

—目次—

序 調査研究の概要	1
第1章 神奈川県で里地里山保全に向けた取り組み	5
1. 県の里地里山保全等施策の体系	5
2. 里地里山保全等施策の取り組み状況	7
3. 里地里山保全の総合的かつ計画的な推進に向けた取り組み	16
第2章 里地里山活動団体の活動状況	18
1. 神奈川県の農林業	18
2. 里地里山の多面的機能の保全等に向けた取り組み	21
3. 行政による支援について	27
第3章 里地里山の多面的機能の保全等のための政策手段	29
1. 教育・研究	29
2. レクリエーション	31
3. 景観	31
4. 保健・福祉	33
5. 防災	34
6. まとめ	34
第4章 里地里山保全の課題	37
1. 持続可能な里山づくり	37
2. 市町村に対する県の支援について	38
3. 活動団体に対する財政的支援について	39
4. 民間企業との協働	40
5. 国内・海外との連携	42
おわりに	44
参考文献	46
付属資料（現地ヒアリング抄録）	49

序 調査研究の概要

1. 調査研究方法

2012（平成24）年度は、神奈川県農地保全課の協力のもとに現地ヒアリングを実施するとともに、最終報告書の作成に取り組んだ。報告書の作成過程では、県の里地里山保全等施策の実施状況に関するデータや資料の分析を行うとともに、国内外の里山保全に関連する文献を収集し、県外の自治体の取り組みや海外の研究動向について調査を行った。そして、報告書の作成段階では、研究グループのなかで分担して研究を行い、研究代表である小池がとりまとめを行った。

2012 年度における調査研究活動

2012年4月24日	第1回里地里山連携調査研究実行委員会
2012年5月～1月	文献調査
2012年11月22日	里地里山活動団体意見交換会（厚木市）
2012年12月19日	現地ヒアリング（土屋里地里山再生グループ）
2012年12月27日	現地ヒアリング（波多川四十八瀬を守る会、堀西里地里山保全地域を守る会、菟毛里地里山保全地域を守る会）
2013年1月31日	現地ヒアリング（七沢里山づくりの会、美しい久野里地里山協議会）
2013年2月23日	里地里山シンポジウム（藤沢市）
2013年1月～3月	報告書作成

2. 評価手法について

2012 年度は、調査研究年度の最終年度であることから、神奈川県が「かながわ里地里山保全等促進指針」に基づいて実施している諸施策の実施状況について調査した。次いで、里地里山保全等地域において活動協定に基づいてさまざまな保全活動に取り組んでいる活動団体が直面する課題について考察した。そのうえで里地里山の多面的機能の活用手法に関して、主として市町村と県の連携という観点から考察を行った。そして最後に、里地里山保全の推進における今後の課題を整理し、若干の提言を述べた。

里地里山保全等施策の評価にあたっては、政策評価で一般的に用いられているプロセス評価（政策評価法における実績評価）の手法を採用した。プロセス評価は、行政が講じた施策（インプット）がどれだけ政策（施策）目標を達成したかを評価する手法である。プロセス評価においては政策（施策）の目標が具体的に示されている必要がある。里地里山保全等施策においては、県が策定した「かながわ里地里山保全等促進指針」に計画年度ごとの事業の達成目標が記載されていることから、最初に各目標の達成状況を調査した。し

かし、これらの実績は「アウトプット」にとどまるものであって、里地里山がどれだけ活性化したのか、里地里山に関わる人々がどれだけ里地里山の多面的な機能を享受しているのか、といった「アウトカム」にまで言及するものではない。そこで、施策のアウトカムに関する評価を行うため、活動団体に対してヒアリング調査を行い、里地里山保全等施策がどのような効果（インパクト）をもち、里地里山の保全・再生・活性化に貢献したのかを記述するようにした。そのうえで、里地里山の多面的機能を発揮させ、次世代に継承していくうえで考えられる改善方策等について考察を行った。この手法は、政策評価法では「総合評価」に該当するものである。

ただし、県の里地里山保全等施策の有効性については、里地里山保全には多様な側面が存在すること、保全や活用の効果を定量的に把握することが容易ではないこと、里地里山保全等施策の効果測定にあたっては、長期的なスパンでもって評価する必要があることに注意する必要がある。その点で、本報告書は2年間にわたる調査研究の最終報告書ではあるが、里地里山の保全等の施策に関する調査研究という点ではあくまで初期の段階のものであることを断わっておきたい。

3. 調査研究体制

今年度の調査研究においては、昨年度と同様に、里地里山の保全手法等に関する研究グループを編成し、共同で研究を行った。グループの編成は、以下のとおりである。

小池 治（横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授）

渡来 絢（地球環境戦略研究機関特任研究員）

赤荻 道子（横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士課程）

協力：神奈川県環境農政局農政部農地保全課

参考：里地里山の保全手法等に関する調査研究実行委員会

小池 治（委員長：横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授）

杉山 文章（副委員長：神奈川県環境農政局農政部農地保全課長）

九鬼 陽子（監事：横浜国立大学財務部財務課長）

中山 健（監事：神奈川県環境農政局企画調整部経理課長）

2012（平成 24）年度に訪問した活動団体



七沢里山づくりの会



堀西里地里山保全地域を守る会



波多川四十八瀬を愛する会



蓑毛里地里山保全地域を守る会



美しい久野里地里山協議会



土屋里地里山再生グループ

第1章 神奈川県で里地里山保全に向けた取り組み

1. 県の里地里山保全等施策の体系

里地里山条例は、その目的を、里地里山の持つ「四季折々の風景」、「多様な生物を育む空間」、「生活文化の伝承の場」、「自然とのふれあいの場」などの多面的機能の発揮と次世代への継承を図ることにより、県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与すると定めている。

里地里山保全の基本理念として、条例は、ア．土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重、イ．土地所有者等、県民、県、市町村等相互の連携、協働、ウ．地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等、を掲げている。そして、県は、里地里山の保全等の促進について指針を策定し、市町村と連携を図りながら、総合的な施策を実施する責務を負う。具体的には、地域住民等の主体的な活動によりその保全等が図られると認められる里地里山の地域を、市町村からの申出により、「里地里山保全等地域」として選定する。そして選定された「里地里山保全等地域」において保全等の活動を行う団体と土地所有者等との間で締結された「里地里山活動協定」が、里地里山の保全等に資すると認められるものであることやその活動が継続的に行われると認められることなど一定の要件を満たす場合に、その協定を認定する。そして認定した「里地里山活動協定」に基づいて行われる保全等の活動について、県は補助金の交付等の支援を行うというのが、神奈川県の里地里山保全条例の枠組みである。

条例制定を受けて、神奈川県が2009（平成21）年3月に策定した「かながわ里地里山保全等促進指針」では、神奈川の里地里山のめざす姿を、様々な特色に彩られた里地里山が身近に存在し、県民がその多面的機能の豊かな恵みに触れることにより、生き生きとした潤いのある生活を送ることができる「人々に豊かな恵みと潤いを与え未来に引き継がれる里地里山」と定めている。

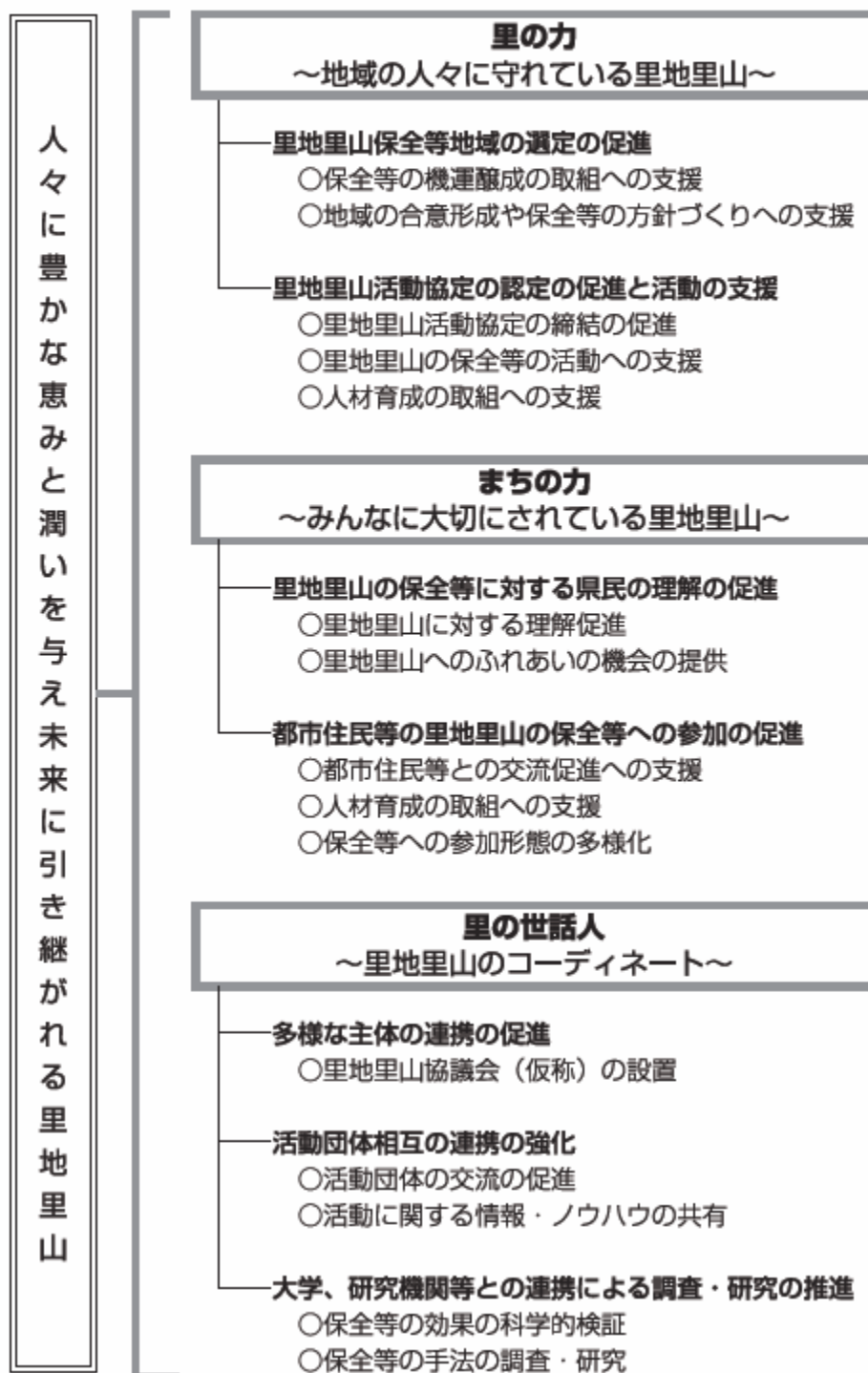
そして、里地里山保全のための施策展開の視点として、保全、再生及び活用の一体性を強調するとともに、県内で取り組まれてきた里地里山保全活動の多様性を踏まえて、多様な分野にわたる主体の連携や協働が対等な協力関係のもとに行われるよう施策を展開する必要があるとして、施策展開の方向性として、「里の力」「まちの力」「里の世話人」の3つを打ち出している。図1-1は、3つの方向性のもとに「かながわ里地里山保全等促進指針」に掲げられている施策の体系を示したものである。

図 1 - 1

施 策 体 系 図

めざす姿

施策の方向と主な取組



2. 里地里山保全等施策の取り組み状況

(1) 里の力

まず「里の力」については、「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などをよく理解し、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の活動が推進されるよう必要な施策を講じるとして、a. 里地里山保全等地域の選定の促進と b. 里地里山活動協定の認定の促進と活動の支援という2つの柱を立てている。前者については、2013（平成25）年度までに16地区を選定するという目標を掲げ、市町村に対し里地里山保全等の機運醸成の取り組みを支援したり、地域の合意形成や保全等の方針づくりへの支援を行っている。後者については、2013年度までに20団体が里地里山活動協定を締結するという目標を立て、活動団体に対して、里地里山の保全等の活動への支援や人材育成の取り組みへの支援を行っている。

その実施状況であるが、表1-1に示したように、活動協定の締結数は計画をやや下回っているが、里地里山保全等地域の選定はほぼ計画どおりであり、事業は概ね順調に進捗していると評価できる。

表1-1 里地里山保全等地域の選定数及び里地里山活動協定の認定数

2013年2月末時点

施策	2009	2010	2011	2012	2013
a. 里地里山保全等地域の選定の促進	(5地区)	(8地区)	(11地区)	(14地区)	(16地区)
	9地区	10地区	13地区	13地区	
b. 里地里山活動協定の認定の促進と活動の支援	(6団体)	(10団体)	(14団体)	(18団体)	(20団体)
	8団体	9団体	11団体	14団体	

(上段：計画値、下段：実績値)

(出所) 神奈川県資料による

なお、これらの事業の推進にあたって、神奈川県では里地里山保全等促進事業補助金交付要綱を定め、県単独の補助金を交付している。まず、里地里山保全等地域の選定の促進については、里地里山保全等市町村支援事業として補助事業者（市町村）に対し、（ア）里地里山保全等地域の選定の申出を行うために必要な調査等の事業、及び（イ）里地里山保全等地域において、里地里山活動協定の締結を促進するために行う調査等、人材育成、農林地等の再生の事業について補助金を交付している。

その実績をみると、（ア）の地域選定促進のための補助金を利用した地方自治体は3市であり、そのうち2市（厚木市と藤沢市）が地域選定に至っている。川崎市麻生区黒川地区の場合は、2009年度及び2010年度に補助金を交付したが、活動地が市所有地であることと、地域住民が1～2名で、構成員の過半を満たすのが難しい等、今後も協定が認定される見込みがないため、選定の申出には至らなかったものである。また（イ）の協定締結促進事業については、表1-3にあるように、愛川町八菅山・尾山地区、南足柄市五本松・

原地区及び矢倉沢地区に対して、調査、人材育成、農林地等の再生に補助金を交付している。ただし、愛川町八菅山・尾山地区では、山桜周辺の下草刈りを含めた現地調査や山桜周辺の雑木林を伐採し天然林の育成を促進するといった活動が行われたが、集落の高齢化等から協定締結には至らなかった。

このように、実績からみると、里地里山保全等市町村支援事業については、利用した団体は全体の半分以上となっている。だが、逆に言えば、里地里山保全等地域に選定された他の地域では、申請以前にすでに活動団体が組織され、保全等の活動が行われていたために、補助金とはあまり関係なく協定締結に至ったことを示している。

表 1-2 里地里山保全等市町村支援事業（地域選定促進）の実施状況

(単位：千円)

市町村名	地区名		2009	2010	2011	2012
川崎市	川崎市麻生区黒川	事業費	1,500	750	-	-
		補助金	750	375	-	-
厚木市	七沢	事業費	-	1,360	1,230	200
		補助金	-	680	615	100
藤沢市	善行	事業費	-	1,414	-	-
		補助金	-	707	-	-

(出所) 神奈川県資料による

表 1-3 里地里山保全等市町村支援事業（協定締結促進）の実施状況

(単位：千円)

市町村名	地区名			2009	2010	2011
愛川町	愛川町八菅山・尾山	調査等	事業費	4	5	5
			補助金	2	2	2
		人材育成	事業費	94	95	77
			補助金	47	47	39
		農林地等の再生	事業費	302	302	318
			補助金	151	151	159
南足柄市	五本松・原	人材育成	事業費	600	300	-
			補助金	300	150	-
南足柄市	矢倉沢	人材育成	事業費	-	300	300
			補助金	-	150	150

(出所) 神奈川県資料による

一方、協定が認定された活動団体を支援するための補助金については、表 1-4-1 及び表 1-4-2 にあるように、ほとんどの活動団体が補助金の交付を受けている。その用途を見ると、農林地等の保全及び再生のための活動やそのための必要な資機材の購入、体験教室等に充てられていることがわかる。活動団体に対するヒアリングにおいても、里地里山保全活動の推進に際して県の補助金でこれらの機材が購入できたことが大変ありがたかったとの声が多く聞かれた。活動の初期段階では、耕作放棄によって荒れた田畑や森林を再生させるための機材等の購入費用が必要になることから、活動団体の発足を支援するための補助金の支出は効果があったと評価できる。

表 1-4-1 認定協定活動団体支援事業の実施状況（内容）

事業主体	里地里山保全 等地域名	ア 農林地等の 保全及び再生		イ 体験教室等	ウ アを行うために 必要な資機材の購入
		保全	再生		
美しい久野里地 里山協議会	小田原市久野	2009 ～ 2012	2009	久野川流域環境調査、動植物 観察ウォーク等	そば打ち用品一式、 製粉機備品一式
「小松・城北」 里山をまもる会	相模原市城山 町小松・城北	2009 ～ 2012	2009	先進地視察、広田小子ども体 験学習（水田、シイタケ栽培 等）、コスモス祭開催	
名古屋里山を守る 会	秦野市名古屋	2009 ～ 2012	2009 2012	果樹苗の植付け～収穫体験、 農作業体験、管理機講習	2丁差し（なた） 刈払機
表丹沢菩提里山 づくりの会	秦野市菩提	2009 ～ 2012	2009、 2010	さつまいも・落花生・大豆・ 水稻の農業体験	農機具
里山をよみがえら せる会	平塚市土沢	2009 ～ 2012	2009、 2010	研修会（自然環境保全センタ ー）	チェーンソー、刈り 払い機、なた、鋸、 鎌、耕耘機等
土屋里地里山再生 グループ	平塚市土沢	2009 ～ 2012	2009、 2010、 2012	生き物調査、食材採取、料理 教室	チェーンソー、刈払 機、鋸、鎌、コード リール等
五本松・原花咲く 里山協議会	南足柄市大雄 町・五本松・原	2010 ～ 2012	2010	—	チェーンソー 3 台
石川丸山ホテル 保存会	藤沢市石川丸 山谷戸	2009 ～ 2012		谷戸の生き物調査	草刈機、チップソー 等
矢倉沢里地里山会	南足柄市矢倉 沢	2011 ～ 2012	—	—	有害鳥獣用防護柵
金次郎のふる里を 守る会	小田原市東栢 山	2011 ～ 2012	—	農業体験、菜の花祭り、生き 物調査	替え刃、長靴
波多川四十八瀬を 守る会	秦野市堀西	2011 ～ 2012	—	—	トラクター
堀西里地里山保全 地域を守る会	秦野市堀西	2012	2012	米づくり体験教室	耕耘機、草刈機
蓑毛里地里山保全 地域を守る会	秦野市蓑毛	2012	2012		鎌、鉋、草刈機
七沢里山づくりの 会	厚木市七沢	2012	—	研修視察	草刈機 2 台

（出所）神奈川県資料による

表 1-4-2 認定協定活動団体支援事業の実施状況（金額）

※斜体は交付決定時の額で実績ではない

事業主体		認定協定活動団体支援事業											
		ア 農林地等の保全及び再生				イ 体験教室等				ウ 必要な資機材の購入			
		2009	2010	2011	2012	2009	2010	2011	2012	2009	2010	2011	2012
美しい久野里地 里山協議会	事業費	148	97	97	97	105	150	150	150		103		
	補助金	148	97	97	97	35	50	50	50		103		
「小松・城北」 里山を守る会	事業費	502	562	562	562	150	150	150	150				
	補助金	502	562	562	562	50	50	50	50				
名古屋里山を 守る会	事業費	313	265	301	502	80	80	80	60		80		
	補助金	313	265	301	502	26	26	26	20		80		
表丹沢菩提 里山づくりの会	事業費	260	482	495	388	150	150	150	75		80		
	補助金	260	482	495	388	50	50	50	25		80		
里山をよみがえ らせる会	事業費	424	370	333	333			150	150	190	10		
	補助金	424	370	333	333			50	50	190	10		
土屋里地里山 再生グループ	事業費	149	423	327	609			150	300	151	49		
	補助金	149	423	327				50	100	151	49		
五本松・原花咲 く里山協議会	事業費		844	1,000	1,000						200		
	補助金		844	1,000	1,000						200		
石川丸山ホテル 保存会	事業費	53	139	128	161	150	150	150		80			
	補助金	53	139	128	161	50	50	50		80			
矢倉沢里地里 山会	事業費			800	1,000							200	
	補助金			800	1,000							200	
金次郎のふる里 を守る会	事業費			409	409			150	150			80	
	補助金			409	409			50	50			80	
波多川四十八 瀬を愛する会	事業費			139	243								80
	補助金			139	243								80
堀西里地里山 保全地域を守る 会	事業費				154				100				80
	補助金				154				33				80
養毛里地里山 保全地域を守る 会	事業費				98								80
	補助金				98								80
七沢里山づくり の会	事業費				87				150				80
	補助金				87				50				80

（出所）神奈川県資料による

(2) まちの力

まちの力について、かながわ里地里山保全等促進指針では、「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対する理解を促進し、「まち」と「里」の人々とが相互に連携・協働した保全等の取り組みが推進されるよう、必要な施策を講じるとし、里地里山の保全等に対する県民の理解の促進と、都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進という2つの施策を講じるとしている。まず県民の理解促進については、里地里山シンポジウムの開催による県民の理解を促進するとともに、子ども里地里山体験学校や企業と連携した里山ふれあい活動などをつうじて里地里山へのふれあいの機会を提供するとしている。また、都市住民の里地里山保全への参加促進については、PR活動や交流イベントの開催をつうじての都市住民等との交流の促進、講習会や研修会の開催支援による人材育成の取り組みへの支援、そして市民農園制度の活用などについての調査を行い、里地里山保全活動への参加形態の多様化を図るとしている。

これらの施策の実施状況をみると、里地里山の保全等に対する県民の理解の促進について、神奈川県では「里地里山シンポジウム」を2008年、2011年、2013年に開催している。いずれの回においても100名を超える一般の人々が参加し、アンケート結果には、このシンポジウムで里地里山という言葉を知ったという回答も少なからず含まれていることから、シンポジウムの開催は県民の里地里山に対する理解を促進するために一定の効果があったと考えられる。

表 1-5 里地里山シンポジウムの開催状況

開催日	テーマ	プログラム	講師	参加者数
2008.5.10 秦野市文化会館	よみがえれ！ 私たちの里	条例の説明、基調講演、活動事例発表、里地里山ミニ体験（厚木市七沢、秦野市名古木）	東京大学名誉教授 養老孟司「里地里山、身近な自然の大切さと今を生きる私たちの役割」	総数432名 うち一般192名、関係団体60名
2011.2.12 神奈川県民ホール	未来に引き継ぐ 神奈川の里地里山	条例の説明、基調講演、大学生の活動研究発表会、パネル展示会	タレント 大桃美代子「農業体験で地域を元気に」	総数282名 うち一般131名、関係団体106名
2013.2.23 湘南台文化センター	未来に引き継ぐ 神奈川の里地里山	条例の説明、基調講演、企業・大学生・活動団体の活動事例発表、パネルディスカッション、パネル展示会	写真家 今森光彦「実践をとらえてみた里地里山の大切さ」	総数約500名

（出所）神奈川県資料による

表 1-6 アンケート結果

「里地里山」という言葉の認知度について

年度	知っていた		今回初めて知った	
2008	167名	74%	57名	26%
2010	119名	80%	20名	14%

（出所）神奈川県資料による

次に、子ども里地里山体験学校や企業と連携した里山ふれあい活動などをつうじて里地里山へのふれあいの機会を提供するという点については、県は毎年1地区(2009年度は2地区)の里地里山保全等地域を選んで「子ども里地里山体験学校」を開催している。表1-7は、その実施状況の一覧である。これをみると、毎回の多数の親子が里地里山体験学校に応募しており、きわめて人気が高いことがわかる。参加者の住所を見ると、横浜市や川崎市など都市住民の参加者が多く、子ども里地里山体験学校が都市住民の里地里山に対する理解の促進にも寄与していることがわかる。参加者へのアンケート結果によれば、参加者のほぼすべてが「参加してよかった」と高い評価を下している。また、県では、全国植樹祭(2010年、秦野市)や食育フェスタ等のイベントにおいても里地里山の関連パネル等を設置し、里地里山に対する関心を高める努力を行っている。

表 1-7 子ども里地里山体験学校の実施状況

年度	場所	受入れ団体	回数	実施内容	参加者数	申込者数→ 当選者/倍率
2009	相模原市 城山町 小 松・城北	「小松・城北」里山を まもる会	全2回	田植え体験		136組384名の 親子→22組61 名の親子/6.2倍
			①	田植え・里地里山散策	18組51名	
			②	稲刈りと生き物調査	15組44名	
	秦野市菩提	表丹沢菩提 里山を守る 会	全4回	蕎麦づくり体験		63組172人 →33組98人 /1.9倍
			①	蕎麦、コスモスの種蒔き、流し そうめん試食	22組64名	
			②	栽培管理体験(土寄せ、草取り)	24組71人	
			③	蕎麦の刈り取り、脱穀	28組77名	
			④	蕎麦打ち、試食	26組83名	
2010	小田原市久 野	美しい久野 里地里山協 議会	全3回	田植え体験		38組114名 →20組61名 /1.9倍
			①	田植え体験と竹馬づくり	19組59名	
			②	田の栽培管理(かかしづくり、 生き物調査)	13組38名	
			③	稲刈り、もみすり、精米体験	17組51名	
2011	平塚市土屋	里山をよみ がえらせる 会	全3回	蕎麦づくり体験		34組96名→20 組59名/1.7倍
			①	蕎麦の種蒔き、生き物調査、竹 細工体験	13組40名	
			②	蕎麦の刈り取り体験、弓作り、 崖上り	13組38名	
			③	蕎麦打ち、竹馬づくり体験、そ り遊び	17組50名	
2012	藤沢市石川 丸山谷戸	石川丸山ホ タル保存会	全3回	田植え体験		57組157名 →20組53名 /2.9倍
			①	田植えと竹馬づくり	18組62名	
			②	栽培管理(草取り、かかしづく り、生き物調査)	18組47名	
			③	稲刈り、掛け干し、サツマイモ、 里芋の堀取り体験(※後日精米 したお米を希望者に送付)	17組51名	

(出所) 神奈川県資料による

表 1-8 参加者のアンケート結果

		Q 体験してみて良かったか			
	参加者住所地 (組数)		良かった	良くなかった	どちらとも言えない
2009年度 田 植 え 体 験 (相模原 市城山町 小 松 ・ 城 北)	川崎市(7)、横浜市 (6)、相模原市(3)、横 須賀市(2)、厚木市 (1)、大和市(1)、二宮 町(1)	田 植 え	26人(96%)	—	—
		収 穫	20人(95%)	—	1 人(5%)
		[良かった理由] 普段体験できないことが出来た(20)、お米が出来るまでの課程を学べ た(7)、また参加したい、この企画を継続してほしい(6)、四季の違い、 山の栗拾い、炭焼き、ホテル観察、しろかき等も体験出来た方がよい (5)			
2009年度 蕎 麦 づ く り体験 (秦 野市菩提)	横浜市(14)、川崎市 (5)、相模原市(4)、平 塚市(2)、大和市(2)、 横須賀市(1)、藤沢市 (1)、小田原市(1)、海 老名市(1)、座間市 (1)、綾瀬市(1)	種まき	31人(97%)	—	1 人(3%)
		収 穫	30人(94%)	—	2 人(6%)
		蕎麦打ち	40人(100%)	—	—
		[良かった理由] 普段体験できないことができた(26)、親子で一緒に体験したこと(14)、 種蒔きから蕎麦を食べるまでの一連の作業を体験・学べた(10)、1 回 でなく4回体験できたこと(7)、また参加したい、この企画を継続して ほしい(10)			
2010年度 田 植 え 体 験 (小田原 市久野)	横浜市(10)、川崎市 (3)、横須賀市(1)、平 塚市(1)、大和市(1)、 秦野市(1)、南足柄市 (1)、二宮町(1)、湯河 原町(1)	田 植 え	23人(100%)	—	—
		栽培管理	23人(100%)	—	—
		稲刈り	23人(100%)	—	—
		[良かった理由] 普段体験できないことができた (13) 、お米作りの過程、大変さを学 べた(5)、竹馬づくりや虫取りができた(4)			
2011年度 蕎 麦 づ く り体験 (平 塚市土屋)	横浜市(7)、川崎市 (3)、大和市(2)、相模 原市(1)、茅ヶ崎市 (1)、厚木市(1)、伊勢 原市(1)、座間市(1)、 南足柄市(1)、綾瀬市 (1)、大磯町(1)	全 3 回	23人(100%)	—	—
		[良かった理由] 普段体験できない事が出来た(9)、種蒔きから蕎麦打ちまで一連の流れ を知ることができた(9)、個人では出来ない体験だった(2)、食料を作る のに手間がかかること、食べるために働くことの大切さを知った(1)、 竹細工は自分で作ること、形として残り記念になる(9)、崖登り、弓矢 遊びなど街中で体験できない自然の中での遊びや普段なら危ないから やめろと言う遊びができた(6)、 昔の遊び (ペーゴマ、メンコ、ビー玉など) をやれたら良い(1)			
2012 年 度 田 植 え 体 験 (藤沢市 石 川 丸 山 谷 戸)	横浜市(9)、藤沢市 (2)、鎌倉市(2)、川崎 市(1)、横須賀市(1)、 小田原市(1)、茅ヶ崎 市(1)、三浦市(1)、大 和市(1)、海老名市(1)	全3回	21人(100%)	—	—
		[良かった理由] 普段体験できないことが出来た(12)、お米が出来るまでの様子を学べ た(3)、自然体験ができた(7)、竹馬を作ったり乗るため練習したりした (3)、お年寄りや地域の方とのふれあい(2)、遊び道具は材料があれば作 れることを学べたこと(1)、 [その他] この体験を続けてほしい、また参加したい(3)、冬の里地里山体験もし たい(1)			

(出所) 神奈川県資料による

都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進については、県では保全等への参加形態の多様化を支援している。表 1-8 は、多様な種類の活動が活動団体によって取り組まれていることを示している。しかし、活動も規模は小さく、本格的に都市住民を呼び込むま

では至っていない。県では、「かながわの里地里山」というウェブサイトを開設し、活動団体のイベント情報を提供している。しかし、活動団体からの情報提供が少ないため、今後情報量を増やしていく必要がある。

表 1-8 保全等への参加形態の多様化

参加目的	参加内容	参加者	場所等	備考
子供の遊び場	里山遊び	平塚市内の保育園児等	平塚市土屋	
イベントへの参加	里山祭り、コスモス祭り、ざる菊祭り、菜の花祭り、生き物調査等	不特定多数、近隣の子供達	各地	
販売活動	ブルーベリー石けんの開発・販売		平塚市土屋	里地里山で生産されたブルーベリーを利用。活動団体の経済的自立の一助とする。
ホテル宿泊者の集客	田植えと稲刈り体験を組み込んだ宿泊プランの設定等	大箱根ホテルの宿泊者	小田原市東栢山	田植えと稲刈り。共に参加する客もあり、ホテルにメリットある。体験場所、イベント企画等は地元団体が実施。
会員の活動の場	農作業体験	コープ神奈川の会員	秦野市菩提	参加者の募集はコープ、体験場所の提供等は団体
企業の研修	下草刈り	東京ガス社員	相模原市城山町小松・城北	参加に必要な資機材（草刈用の鎌を企業が提供）
企業CSR活動沿線価値の向上	菜の花祭りの広報活動への協力	小田急電鉄(株)	小田原市東栢山	ポスターの掲示、チラシ配布等
企業CSR活動	環境保全活動に対する協力金	ソニー	厚木市七沢	現在、協賛金は休止中

(団体からの聞き取り調査等による)

(出所) 神奈川県資料による

(3) 里の世話人

指針の3番目の柱である「里の世話人」では、「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付け、保全等の活動が継続的なものとなるよう、必要な施策を講じるとしている。具体的には、多様な主体の連携を促進するための「里地里山協議会（仮称）」の設置、活動団体相互の連携を強化するための活動団体の交流の促進と活動に関する情報・ノウハウの共有、そして大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進である。

まず「里地里山協議会（仮称）」の設置について、神奈川県では2009年度から定期的に活動団体の意見交換会（里地里山サミット）を開催し、里地里山の保全手法等に関する活動団体間の情報交換や県に対する要望等のとりまとめを行っている。しかし活動団体の間では、常設の協議会の設置に対する関心はまだ高くない。その理由としては、どの活動団

体もぎりぎりの人数で活動をしており、協議会の活動に時間や人を当てる余裕がないことがある。表1－9は、3回の里地里山サミットにおける意見内容をまとめたものである。サミットで交わされた意見をみると、安全管理や保険の問題が毎回話題に上っている。

表 1-9 活動団体相互の連携の強化（里地里山サミットの開催）の実績

年度 (開催場所)	実施内容	出席団体	意見交換の内容等
2009年度 (秦野市)	問題点や課題 についての意 見交換	七沢里山づくりの会 海老名里山づくりボランティア山 仕事の会 綾瀬城山ホテル保存会 名古屋里山を守る会 表丹沢菩提里山づくりの会 里山をよみがえらせる会 土屋里地里山再生グループ、 石川丸山ホテル保存会 五本松原花咲く里山協議会 矢倉沢地域活性化推進委員会及び 矢倉沢自治会 美しい久野里地里山協議会 米神自治会(12団体)	[安全管理対策] ・チェーンソー等の機械作業におけ る対策について ・救命救急について ・保険について [衛生管理] ・参加者のトイレ [組織運営] ・会員の確保・募集 ・資金や会費 【効果】 ・他の団体の様子がわかる
2011年度 (小田原市)	南足柄市矢倉 沢と小田原市 東栢山の現地 調査及び意見 交換 (前回サミッ トのおさらい、 新たな課題な ど)	協定認定を受けている10団体、今 後協定認定を受ける予定の2団 体、活動団体の属する7市等	[安全管理対策] ・チェーンソー等の機械作業におけ る対策（その後） ・保険について [衛生管理等] ・資材置き場、トイレ、看板などが 規制等により設置出来ない。 [組織運営] ・会員募集について（口コミ、募集 しない、地域住民が少ない） [個人情報] ・PRのための写真撮影の取扱
2012年度 (厚木市)	意見交換 (各団体から 提案のあった 4テーマ)	協定認定を受けている13団体、活 動団体の属する7市、その他3市 等	[会計について] ・会員に対してわかりやすい項目で 分類 [会員について] ・里地里山の魅力を伝えることが大 切。 [保険について] ・掛け金が高いのが課題。議論を深 めることに。 [環境オフセット・企業連携] ・活動を自立するための企業連携等 について事例発表
2013年はサミット開催予定			

(出所) 神奈川県資料による

大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進については、保全等の効果の科学的検証と、保全等の手法の調査・研究を行うとしている。まず、保全等の効果の科学的検証であるが、神奈川県に立地するいくつかの大学では、県内の里地里山をフィールドに田の再生や生物多様性等について研究を行っている。神奈川県では、かながわり地里山シンポジウムにおいて、上智大学、東京農業大学、明治大学、日本大学、東海大学などによる里地里山研究の成果を発表する機会を設け、科学的研究の推進を図っている。

表 1-10 かながわり地里山シンポジウムにおける研究発表（2010 年度）

大学	発表内容
神奈川大学/農業サークル（KAS）	「昔の人はすごかった！私たちの里山体験」をテーマに、平塚市土屋地区で里山再生プロジェクトとして地域住民と協働で行っている田植えから稲刈りまでの農業体験を報告
上智大学/地球環境学研究所	地球環境学研究所と協働で、持続可能な社会の環境教育を推進。秦野キャンパス内の里地里山で実際に行われている保全活動や生態系調査などについて具体的な活動内容を報告
東海大学/藤吉研究室	秦野市弘法山公園の雑木林の管理活動の報告。管理活動で出る間伐材で昔のおもちゃづくりを行っており、発表後のステージにおいて学生たちが羽子板遊びを実演
日本大学/造園・緑地学教室	10 年間にわたり横浜市都筑区の谷戸地で動植物の保全活動を行っており、谷戸田や用水路などで行った生きもの調査の結果を報告
東京農業大学短期大学部	秦野市名古木の里地里山で地域の活動団体とビオトープを造成し調査のフィールドとしている。「ほ乳類」や「鳥類」などの分類ごとに行っている生物調査について報告
明治大学/応用植物生態学研究室	平成 19 年度から川崎市麻生区黒川にある谷戸を活動研修のフィールドとし、地元農家と里山の関わりを学ぶこと、耕作放棄されている田んぼの再生や地域で生息する生物の環境変化などを調査。発表では「黒川谷戸プロジェクト」として、地元の農家の方々から指導を受けながら行っている農業体験や春秋に開催する生物・植物調査について報告

（出所）神奈川県資料をもとに作成

一方、里地里山保全等の手法の調査・研究については、神奈川県の大学発・政策提案制度を利用して、本調査研究（「里地里山の保全手法等に関する調査研究」2011～2012 年度）が神奈川県の協力のもとに実施されている。

3. 里地里山の保全等の総合的かつ計画的に推進に向けた取り組み

指針では、その他の事項として、以下の4項目を掲げている。

- （1）土地所有者等や地域住民の主体性を尊重し、県民、企業、市町村等と相互に連携・協働を図りながら、施策の具体化を図ること
- （2）里地里山の保全等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局相互の連

携を図るとともに、土地所有者等や地域住民はもとより県民の理解のもと円滑な指針の推進を図る

(3) 本県の里地里山の保全等の促進に係る施策・制度について、機会をとらえ国に提案活動を行う

(4) 社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するために、指針に示した目標値の達成状況や施策の実施状況を定期的に点検するとともに指針を検証し、必要に応じて見直しを行う。

まず(1)については、企業との連携について少し述べておきたい。表1-8に示したように、活動団体のなかには、コープかながわと連携し、都市の消費者を募集して農業体験を行っている団体(表丹沢菩提里山づくりの会)や、東京ガスの社員を草刈りボランティアとして受け入れている団体(「小松・城北」里山をまもる会)など、企業との連携を進めている団体がある。こうした活動団体と企業との連携については、ケースバイケースで対応している現状がある。

(2)の関係部局相互の連携強化は、里地里山の多面的機能の発揮や次世代への継承を進めるうえできわめて重要である。例えば、生物多様性の保全に関しては、自然環境保全センター等との連携が考えられる。また、保健(健康づくり)における里地里山の活用に関しては、保健福祉局健康増進課や保健福祉大学、保健福祉事務所などとの連携も考えられるかもしれない。教育に関しては、教育委員会が環境学習等について積極的に里地里山の活用を考え、教育カリキュラムに反映させていくことが求められる。しかし、現段階では関係部局との連携は十分に図られているとはいえない。

(3)の国への要望については、第2章の活動団体の活動状況の部分でくわしく取り上げるが、特区の申請や必要な法改正について、積極的に国に働きかけるべきであろう。

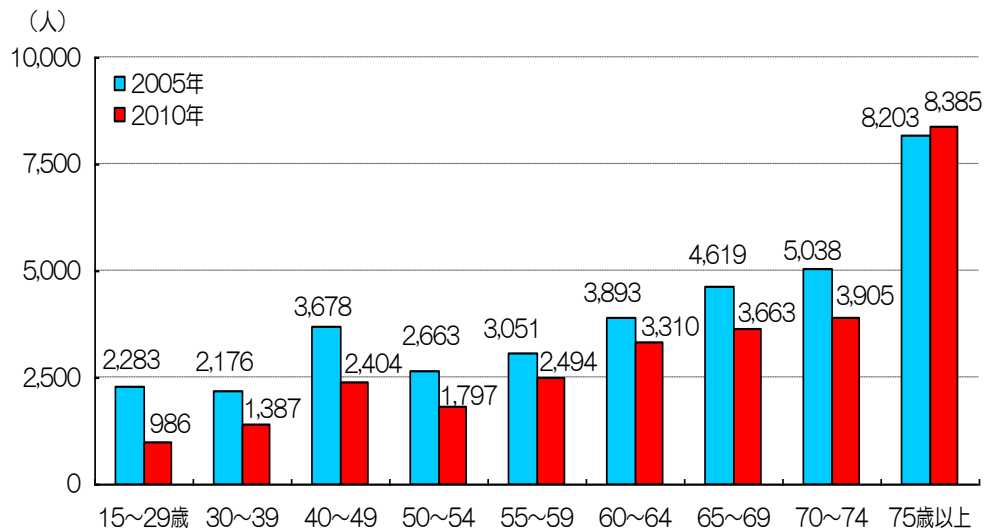
最後の(4)の里地里山保全等施策の実施状況の点検と指針の見直しについては、本報告書がその一つの資料となることが予定されている。

第2章 里地里山活動団体の活動状況

1. 神奈川県 of 農林業

はじめに神奈川県の農林業の現状を把握しておこう。「2010 年世界農林業センサス」によれば、2010 (平成 22) 年における神奈川県の農業就業人口は 28,331 人で、前回調査 (2005 年) に比べ 7,273 人 (20.4%) の減少となっている。前々回 (2000 年) から前回 (2005 年) までの 5 年間の減少率が 17.0%であったから、農業就業人口の減少は加速化しているといえる。神奈川県の総人口 9,008,132 人 (2010 年) に占める農業就業人口の割合はわずか 0.3% である。年齢階層別に農業就業人口をみると、「75 歳以上」が 8,385 人 (構成比 29.6%) と最も多く、次いで「70~74 歳」の 3,905 人 (同 13.8%)、「65~69 歳」の 3,663 人 (同 12.9%) の順となっており、65 歳以上が農業人口の 7 割を占めている。また、前回調査と比べると、若い年齢層ほど減少率が高く、高齢化が急速に進んでいることがわかる。

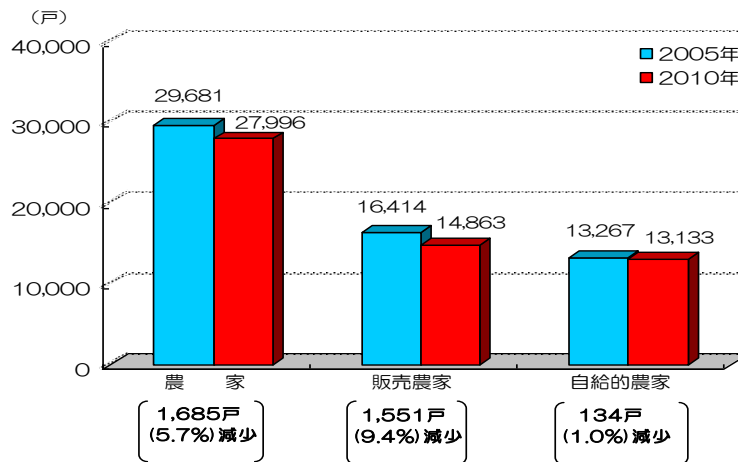
図 2-1 年齢階層別の農業就業人口及びその変化



(出所) 神奈川県「2010 年世界農業センサス」

農家数は 27,996 戸で、前回 (2005 年) と比べ 1,685 戸 (5.7%) の減少となっている。このうち販売農家は 14,863 戸で、前回に比べ 1,551 戸 (9.4%) 減少している。一方、販売額が 50 万円以下の「自給的農家」は 13,133 戸に達し、神奈川県では農家の半分近くが自給的農家という状況になっている。

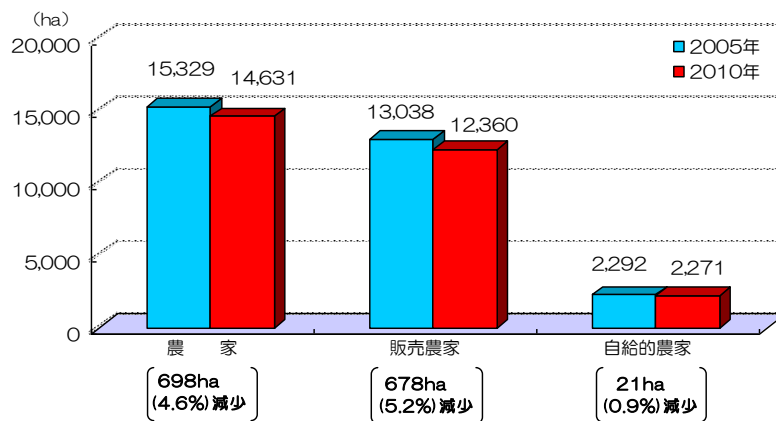
図 2－2 神奈川県農家数



(出所) 神奈川県「2010 年世界農業センサス」

経営耕地面積は 14,631ha で、前回と比べ 698ha (4.6%) 減少している。このうち、販売農家の経営耕地面積は 12,360ha で、前回と比べ 678ha(5.2%)減少している。一方、自給的農家の経営耕地面積は 2,271ha で、21ha(0.9%)減少している。農家の 1 戸当たりの経営耕地面積は 0.52ha だが、自給的農家では 0.17ha となっている。

図 2－3 神奈川県経営耕地面積

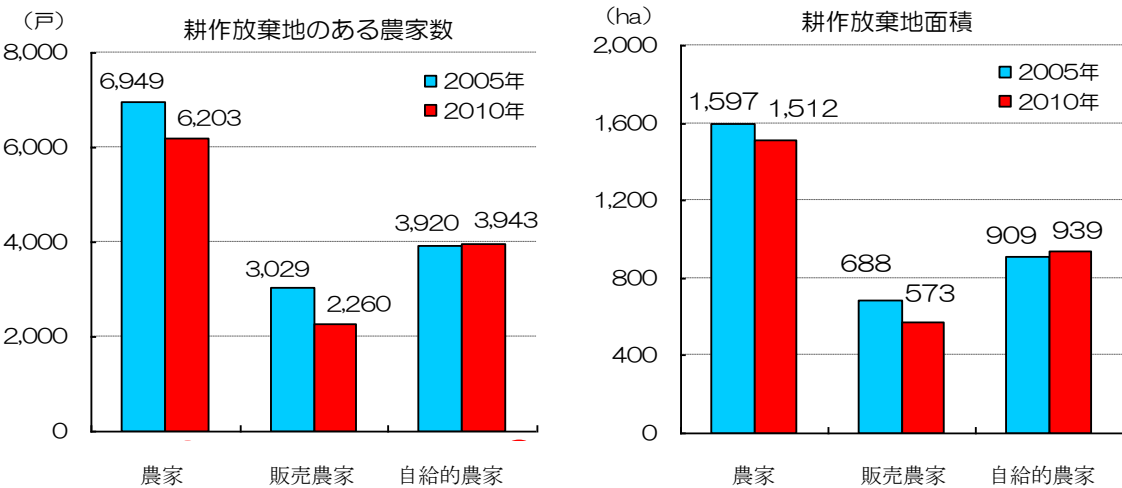


(出所) 神奈川県「2010 年世界農業センサス」

次に耕作放棄地をみてみよう。神奈川県でも、農家の高齢化にともない、耕作放棄地が増加している。図 2－4 は、耕作放棄地のある農家数と面積を示したものである。数字のうえでは、耕作放棄地のある農家数も耕作放棄地の面積も減少しているが、農家の戸数が 5 年間で 1685 戸減少し、農地が約 700ha 減少したことを考慮すると、耕作放棄地が減少したとは言えない。むしろ自給的農家の耕作放棄地は増加しており、

農業就業人口の高齢化を考えると、耕作が放棄され荒れ果てていく農地は今後ますます増えていくものと考えられる。

図 2－4 耕作放棄地のある農家数と面積



(出所) 神奈川県「2010 年世界農業センサス」

一方、林業をみると、林業を専業とする経営体はわずかであり、ほとんどが農業と林業を合わせて行っている。林業従事者の数をみると「なし」が 92.8%となっている。

図 2－5 神奈川県の農林業の経営形態

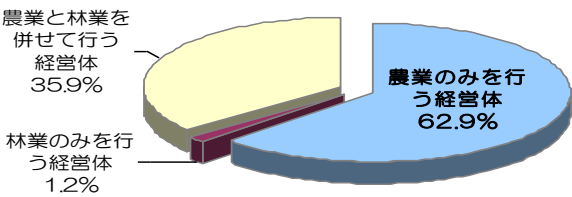


表 2－1 林業従事人数規模別の農林業経営体とその構成比

区 分	経営体数	構成比 (%)
農林業経営体(計)	15,832	100.0
な し	14,700	92.8
1 人	792	5.0
2～4人	234	1.5
5～19人	69	0.4
20人以上	37	0.2

(出所) 神奈川県「2010 年世界農業センサス」

2. 里地里山の多面的機能の保全等に向けた取り組み

(1) 里地里山保全等地域の現状

神奈川県の下里地里山のほとんどは都市近郊に位置している。かつては交通事情が悪く市街地から隔絶されていた農山村地域も、道路ができ開発が進むにつれ市街地と直結するようになった。いわゆる都市郊外化による農地の減少は、神奈川の農業の大きな特徴である。里地里山条例に基づいて里地里山保全等地域に選定された地域は、谷戸が深く入りこんでいたり、国定公園内にあることで大規模な開発を免れてきたところが多い。しかし、これらの地域でも周辺に住宅や工場が次々と建てられ、伝統的な農山村風景は消えつつある。また、地域内部でも高齢化から農業をやめる農家が増えており、耕作放棄地が増えて

表 2-2 里地里山保全等地域の概要

里地里山保全等地域	活動団体	面積 (ha)	概要
小田原市久野	美しい久野里地里山協議会	2,800	小田原市西北部に広がる箱根外輪山の裾野の広大な丘陵地域。東南部は小田原市街地につながり住宅が増えている
相模原市城山町 小松・城北	「小松・城北」里山を まもる会	61	境川上流の城山湖に近い丘陵地で、二つの谷戸で構成される。県道48号線沿いの地域は開発が進んでいる。
秦野市名古屋	名古屋里山を守る会	212	大山の南山麓に位置し、緩やかな丘陵地及び谷戸からなる地域。国道246号線に近い地域は市街地に隣接
秦野市菩提	表丹沢菩提里山づくり の会	855	表丹沢の三の塔の南麓にある東西北を山に囲まれた地域。南部の農地は市街地に隣接
平塚市土沢地区	里山をよみがえらせる 会・土屋里地里山再生 グループ	1,215	平塚市の西部に位置し、畑、谷戸、二次林からなる丘陵地。近くに神奈川大学のキャンパスがある。
愛川町八菅山・ 尾山 ¹		178	愛川町の南部に位置し、中津川の左右岸沿いの集落と水田地帯及び八菅山の山林からなる地域
南足柄市大雄町 五本松・原	五本松・原花咲く里山 協議会	13	南足柄市の中央部に位置する大雄町の北側を流れる上総側沿いの山里。上流域は足柄森林公園丸太の森に隣接。
藤沢市石川丸山 谷戸	石川丸山ホテル保存会	12	藤沢市中央部の引地川沿いにある周囲を新興住宅地に囲まれた谷戸地域。藤沢市の三大谷戸のひとつ
南足柄市矢倉沢	矢倉沢里地里山会	108	南足柄市の北西部の矢倉岳の麓に位置する内川沿いの丘陵地。斜面地ではみかんや茶を栽培
小田原市東栢山	金次郎のふる里を守る 会	92	酒匂川沿いの田園地帯。小田急線の沿線地域であることから、周囲では宅地開発が進んでいる
秦野市堀西	波多川四十八瀬を愛する 会・堀西里地里山保 全地域を守る会	22	秦野市の北西部に位置し、地区の西側は四十八瀬川が南北に流れ、東側に水田、台地が広がる。丘陵地では宅地開発が進んでいる
秦野市養毛	養毛里地里山保全地域 を守る会	415	秦野市の北東部に位置し、山林の多くが丹沢大山国定公園に指定。中央を流れる金目川沿いに田畑や集落が形成
厚木市七沢	七沢里山づくりの会	1,272	丹沢山地から東に広がる山地・山麓で、いくつもの沢や谷戸がある。七沢温泉、七沢リハビリテーションセンター、広沢寺温泉などがあり、ビジターも多い。

(出所：神奈川県資料をもとに作成)

¹ 愛川町八菅山・尾山地域では「八菅山・尾山」里山をまもる会が山桜周辺の雑木林の伐採や天然林の育成促進などの活動を行っているが、集落の人々の高齢化から協定締結には至っていない。

表2-2は、里地里山条例のもとで里地里山保全等地域として認定された地域の概要を示したものである。13ある里地里山保全等地域は、小田原市久野地区の2,800ヘクタールから藤沢市の石川丸山谷戸地域の12ヘクタールまで、規模はさまざまである。ただし、面積の大きい地域には山林が含まれており、農地面積は相対的に小さい。農地や山林はほとんどが個人所有であるが、小田原市久野地域及び相模原市城山町小松・城北地域では一部が財産区等の管理森林となっている。

これらの地域の大半は市街化調整区域あるいは農業振興地域になっており、大規模な開発は免れているが、農家の高齢化と後継者不足から、手入れがされなくなった耕作放棄地や樹林地が増加している。イノシシやシカによる農作物の被害も深刻化しており、東丹沢地域ではヤマビルの被害も増えている。

表2-3は、里地里山保全活動団体の主な活動をまとめたものである。どの団体にも共通するのが、水路や水田、畑、雑木林の保全再生活動である。このことは、水田や畑、雑木林の保全再生が、活動団体を結成する最も大きな動機となっていることを示している。これらの団体では、耕作されなくなった農地を援農というかたちで再生させ、米や野菜を栽培したり、間伐材から作った炭を販売するなどの生産活動を行っている。

しかし、活動内容を詳しくみると、里地里山の保全・再生は地域農業の再生や保全のためだけに行われているわけではないことがわかる。これらの地域では、再生した農地や森に地域の子もたちを招いて生き物調査をしたり、蕎麦打ち体験や地元食材を使った料理教室を開催するなどのコミュニティ活動が行われている。また、伝統行事や伝統食などを伝承する活動にも積極的である。活動団体の運営には地元自治会の役員も関わっており、自治会の活動と連携したさまざまな取り組みが行われている。その代表的な地域が小田原市久野地区である。久野地区では、自治会をはじめとする40の団体の代表者で構成される「久野地区各種代表者会」が運営され、その1構成員である「美しい久野 里地里山協議会」が企画する環境再生プロジェクトや蕎麦打ち体験事業などに代表者会の関連団体も参加し、地域の絆づくりに役立っている。こうした久野地区の活動は小田原市から「地域づくりモデル事業」として認定され、2010年には総務大臣表彰も受けている。

また、神奈川の里地里山保全活動では、外部に開かれた交流活動が指向されている点も注目される。相模原市小松・城北地区では古道の整備に取り組み、久野地区では明星ヶ岳・明神ヶ岳への登山道整備が行われている。また、菜の花祭り（栢山地区）やざる菊祭り（矢倉沢地区や五本松・原地区）のようなイベントを企画し、都市住民との交流を進めている団体も多い。

久野地区の活動団体が「美しい久野」を掲げているように、里地里山保全活動に取り組む人たちには、荒廃の危機にあるふるさとの美しい農山村風景を保全し、次の世代に継承していかなければならないという思いが強い。子どもたちを対象とした活動が多いのは、こうした思いからであろう。この思いはどの活動団体にも共通するが、活動団体は同時に多くの困難にも直面している。

表 2－3 活動団体の主な活動

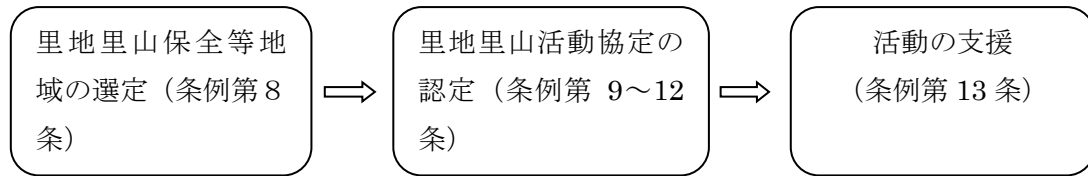
里地里山保全等地域	主な活動
美しい久野 里地里山協議会	水田や畑の保全再生、久野川流域の環境調査、動植物観察ウオーク、登山道整備
「小松・城北」里山をまもる会	雑木林の復元、保全及び資源の活用、ホタル保存、古道整備、地元小学校と連携した生き物調査
名古屋里山を守る会	棚田の復元、地元小学校と連携した生き物調査、地元の食材を使った料理教室
表丹沢菩提里山づくりの会	荒廃農地の復元及び保全、棚田の復元及び保全、地場産の食材を使った食育の研究、環境教育、都市との交流
里山をよみがえらせる会	雑木林の復元及び保全、谷戸のため池、水路、畑、水田の復元及び維持管理、地元小学校、大学と連携した生き物調査、地元の食材を使った料理教室
土屋里地里山再生グループ	雑木林の復元及び保全、坊の脇谷戸のため池、水路、水田の復元及び維持管理、地元小学校と連携した生き物調査、地元の食材を使った料理教室
五本松・原花咲く里山協議会	里山を維持し、後世へ引き継ぐための事業、里山の資源の有効利用に関する事業、地域住民及び都市住民に対する里山啓発事業、自然とのふれあい教育の育成事業
石川丸山ホタル保存会	ホタル保存活動、谷戸田の維持管理、杉・雑木林の保全、生き物調査
矢倉沢里地里山会	里山を維持し、後世へ引き継ぐための事業、里山の資源の有効利用に関する事業、地域住民及び都市住民に対する里山啓発事業、自然とのふれあい教育の育成事業
金次郎のふる里を守る会	水田の保全・再生、農業体験事業、菜の花まつり、生き物調査、社会教育
波多川四十八瀬を愛する会	水路、水田等の復元及び維持、畑の整備及び維持、生物調査、食材の採取、各種体験教室
堀西里地里山保全地域を守る会	水路、水田の復元及び維持管理、畑、樹園地の整備及び維持、体験教室の実施
蓑毛里地里山保全地域を守る会	水路、水田の復元及び維持管理、畑の整備及び維持
七沢里山づくりの会	水路、水田の復元及び維持管理、水田の維持管理及び田植体験

(出所) 神奈川県資料をもとに作成

(2) 活動団体の活動上の問題

活動団体に対するヒアリングからは、里地里山の保全活動におけるさまざまな問題も浮かび上がってきた。ここでは里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定の認定、そして保全活動への取り組みにおける行政の支援という3つのステージにおいて活動団体が直面した問題や課題について考察する。

図 2－5 里地里山保全の流れ



1) 里地里山保全等地域の選定

里地里山保全等地域の選定について、条例第8条は「知事は、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により里地里山の保全等が図られると認められる地域を、当該地域を管轄する市町村長からの申出により、里地里山保全等地域として選定することができる」と定めている。ここでの要件は、当該の地域が「土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により里地里山の保全等が図られると認められる地域」であることである。この要件に合致しなかったために選定に至らなかった地域に、川崎市麻生区黒川地区がある。県は条例解説のなかで、選定において考慮すべき点として「地域内の農林地等が、都市公園等国又は地方公共団体が管理を行う土地のみからなるものでないこと」をあげている。県では黒川地区の里地里山保全等地域への選定を促進するため、2009～2010年度に果樹の植樹、シイタケ作り等里地里山保全等の体験活動に対して支援を行ったが、活動地域が市所有の林地限定であること、また地域住民が1～2名で協定の認定の際の要件となる構成員の過半を満たすのが難しい等により、選定には至っていない。²

2) 活動協定の認定

次の里地里山活動協定の認定の段階でも苦勞をした団体がある。活動協定を締結する団体について、条例の第9条2項は「里地里山の保全等の活動の対象となる農林地等の土地所有者等又は地域住民が主たる構成員となっている団体」であることを求めている。そして「審査基準」として、「活動団体の構成員（構成員の種別等の定めがある場合は、団体の活動の主体となる構成員）又は議決権を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民（里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域に居住する者。以下同じ。）により占められていること」が示されている。これは、里地里山の保全活動の地域性を担保しつつ、地権者や農家等の地元住民と非農家や都市住民との連携をつうじて里地里山の保全・再生・活用を図るという条例の趣旨をふまえて、活動団体の認定基準を示したものといえる。

² 黒川地区は農業振興地域になっており、市、大学、地域住民、NPO が協力して里山保全に取り組んでいる。川崎市麻生区では黒川地区を「黒川の里山」として「ふるさと麻生八景」に選定している（川崎市麻生区ホームページ）。

だが、この審査基準が活動協定の締結にあたってハードルになる場合がある。その1つの例が、堀西里地里山保全地域を守る会である。同会は、NPO法人四十八瀬自然村が母体となって結成された活動団体である。NPO法人四十八瀬自然村では、里地里山保全活動の一環として、堀西地区の耕作されなくなった農地を援農というかたちで耕作している。だが、里地里山条例の活動団体として認定されるためには、地域の人々の過半数が構成員である必要がある。そこで、既に里地里山保全等地域として選定されていた、堀西地域の土地所有者に働きかけ構成員になってもらい、新たに堀西里地里山保全地域を守る会を立ち上げ、認定にこぎつけたという経緯がある。四十八瀬自然村の事例は、NPO法人と地域住民の協働のあり方を考えていくうえで多くの示唆を含んでいる。NPO法人は古くからの地域住民にとっては得体のしれない団体に映るかもしれない。NPO法人と自治会が良好な関係を構築していくためには相互理解が不可欠であり、そのためには積極的な交流が必要になるといえよう。

なお、活動団体として認定を受けるプロセスでは市町村の積極的なサポートも重要である。秦野市は2004年に環境省の「里地里山保全再生モデル事業」の実施地域に選定されたことをきっかけに、市をあげて里山保全に取り組んでおり、はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会をつうじて、里山保全活動のボランティア団体の育成に取り組んでいる。2007年には菩提地区に表丹沢野外活動センターを開設し、里地里山保全活動の拠点施設としての利用を図っている。秦野市では4か所で5組の活動団体が認定されているが、これは秦野市の積極的なサポートの成果といえることができる。また、平塚市、相模原市、小田原市、厚木市も里山保全に取り組む団体に対して補助や技術的助言を行うなどの支援を積極的に行っており、活動団体と市の関係は良好である。例えば、活動団体として認定を受けるためにはさまざまな書類をそろえる必要があるが、これらの自治体では担当者が申請手続きをサポートするなど積極的に支援を行っている。また、活動にあたっては総会を開催し、会計支出について監査を受けるなどの事務が義務付けられているが、こうした事務作業に対する行政機関によるサポートも活動団体にとっては助かるものである。県の「かながわ里地里山保全等促進指針」では、県は「里地里山活動協定の締結の促進を図るため、市町村が実施する活動団体づくり、活動計画の策定に必要な調査、地元調整などの取り組みを支援するとともに、円滑な協定の締結に向けた指導・助言を行う」と定めており、県では、里地里山活動団体の認定について市町村の担当者と連携し、認定が円滑に進むよう支援を行っている。

3) 活動の支援

活動団体の数は順調に増えているが、活動団体は里地里山保全活動を進める段階で多くの課題に直面していることが、現地ヒアリングや意見交換会をつうじて明らかになった。その一つが、農地の利用に関する農地法の規制である。2009年の農地法改正前までは活動団体は農地を借りることができなかったが、全国的に耕作放棄地が増加するなどの背景か

ら、農地の有効利用を進めるために、農業生産法人以外の法人や個人（農家以外）であっても、一定の要件を満たせば、賃貸権や使用貸借ならば農地を借りることができるようになった。しかし、こうした制度の改善にもかかわらず、土地所有者が活動団体に農地を貸したがるという状況はあまり変わっていない。その背景には、いったん土地を貸したら二度と戻ってこないのではないかと、といった土地所有者の懸念もあるようである。そのため耕作放棄地だけが増え続け、里地里山はますます荒れていくという悪循環が発生している。

そこで、活動団体が選んだのが「援農」によって放棄された農地を耕作するという手法である。援農は権利の移転を伴わないボランティア活動なので、農地法上の問題も発生しないし、土地をとられてしまうという心配もない。だが、活動団体は賃借契約による農業従事者ではないため、収穫物は活動団体に帰属せず、土地所有者のものとなる。このため活動団体が収穫物を販売する場合は、収穫した作物を農地の所有者が活動団体に寄付するというかたちで対応している。なお、神奈川県農業技術センターでは、援農や「貸付型市民農園」など都市の住民が農業に参加するための手法をホームページで紹介している。³また、市町村でも「援農ボランティア」の育成など里山地域の保全に都市住民が参加するための制度を設けるところが増えている。藤沢市の石川丸山谷戸で活動する石川丸山ホテル保存会は、藤沢市の里山保全リーダー養成事業「グリーンスタッフ」の修了者が結成した会である。

法律の関係で活動団体を悩ませているもう一つの問題は、トイレ等の施設の整備である。地域や都市の住民との交流を進めていく際には、活動地域内に駐車場やトイレを併設した休憩所、農産物直売所等の施設があるとよい。こうした施設を農地に設置するためには、たとえ耕作をしていない土地であっても農地転用の手続きが必要になる。また、里地里山保全等地域や活動団体の活動場所は市街化調整区域であることが多く、その土地が仮に農地以外の土地（山林等）であっても、土地の形質を変更したり、建物を建てたりすることができない場合がほとんどであり、ここでも悪循環が発生している。現地ヒアリングでも、保全活動への女性の参加が少ない理由のひとつに、トイレがないことが指摘されている。こうした施設がないことが、里地里山保全に関心のある人々を里地里山から遠ざける結果となっていることは残念である。この点に関しては、里地里山に選定された地域の一部を都市公園等の公的管理に移し、そこに市町村が休憩舎やトイレ、駐車場等を設置する方法や、市町村の協力を得て「農業体験型農園」を開設し、そこにトイレ等を設置するといった方法が考えられる。⁴

³ 「貸付型市民農園」は、特定農地貸付法や市民農園整備促進法にもとづくもので、レクリエーションを目的に利用者が地権者から農地を借りるものである。利用者は収穫物の販売はできないが、地権者は利用者から利用料を徴収することができる。

⁴ なお、県外の自治体のなかには、「農業体験型農園」を開設する農業者に対して、水道施設、トイレ、休憩施設等の整備に係る費用を補助しているところがある。農業体験農園は、農地を都市住民の体験農園として活用するものであり、利用者から収穫物及び指導等サービスの対価として利用料を徴収しても、あくまで園主が耕作している農地において利用者に農業を体験させているかたちになるため、農地法上の問

第3は、イノシシやシカなどの鳥獣被害の問題である。イノシシの被害は丹沢地域から県西部までの広い地域に拡大しており、シカの被害は丹沢周辺で深刻化している。また、シカの出没にともない、東丹沢地域ではヤマビルの被害も急増している。イノシシやシカは農家が丹精込めて育てた農産物を一夜のうちに食べ尽くし、農家を落胆させている。イノシシやシカの防除には猟友会による駆除のほか、防護ネットや防護柵を設置する方法がある。国では鳥獣被害防止特別措置法を制定し、市町村による鳥獣被害の防止施策を支援している。また神奈川県でも、都市農業推進条例に基づき、市町村に対して鳥獣保護管理対策事業費補助金を支出している。これはシカ、サルによる農業・生活被害を防除するため市町村等が行う管理捕獲、防護柵設置等の事業に対し補助を行うほか、野生鳥獣（イノシシ、アライグマ、カラス等）による農林業・生活被害を防除するため、市町村等が行う捕獲、防護柵設置等の事業に対し補助を行うものである。だが、補助にあたっては、被害の甚大さという観点から生産農家が優先され、活動団体の地域は後回しになりがちである。活動団体も交流会等をつうじてイノシシやシカの被害を防ぐための知恵や取り組みについて意見交換を行っているが、やはり資金が課題となっている。

第4に、活動団体からは傷害保険の問題が提起されている。里地里山保全活動では、チェーンソーや刈払機を使用しての草刈りや間伐等を日常的に行う必要がある。しかし、非農業者や都市住民がこれらの機械を使うことには危険が伴うため、傷害保険への加入は不可欠である。だが、現在加入可能な傷害保険（ボランティア保険等）ではチェーンソーによる事故は補償の対象にはならず、結局こうした作業は地元の農業従事者が行うことになる。里地里山活動団体の意見交換会では毎回この問題が議論されており、危険な作業に対しても低額の掛け金で補償が得られる団体保険の利用が求められている。

3. 行政による支援について

以上にみてきたように、里地里山条例にもとづく里地里山保全等地域の選定や活動協定の認定はほぼ計画どおりに進捗しているといえる。里地里山条例は、県の責務として、里地里山の保全等の促進に関する総合的な施策を策定し実施すること、県民の里地里山の保全等の活動への積極的な参加を促進するため広報その他の必要な措置を講ずること、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策の推進に関し、必要な支援を行うよう努めること等を定めている。これまでのところ県と市町村の連携はうまく図られているといえる。現在も県内のいくつかの地域では里地里山保全等地域の選定や活動協定の締結に向けた活動が進められており、里地里山保全等地域や認定活動団体がさらに増えていくことが十分に期待される。したがって、県や市町村による里地里山保全への支援活動は一定の成果を上げていると評価することができる。

題は発生しない。この方法を利用すれば、耕作放棄地を活動団体が無償で借り受け、農地として再生させたのち、都市住民向けの体験農園として活用することも可能である。神奈川県農業技術センターによれば、農業体験型農園は、横浜市で行われていた栽培収穫体験ファームが起源となっている。農業体験型農園は、都市住民が農業に親しむ機会となることから、東京都ではかなりの広まりをみせている。

しかし、その一方で、神奈川の農業に関する統計は、土地所有者と地域住民が主体となって里地里山の保全等を進めるという手法が次第に困難になっていくことを予見させる。里地里山では農家が高齢化しているだけでなく、活動団体や地域住民も高齢化してきている。こうした地域で里地里山を再生させ、その多面的機能の発揮と次世代への継承を図るためには、地域外の住民や団体との連携・協働をさらに押し進め、そうした人々の力や資源を取り入れていく必要がある。しかし、NPO法人や民間企業等との連携・協働による里地里山保全についてはまだ緒に就いたばかりである。

また、里地里山の保全等において地域の農林業の営みを尊重することは確かに重要であるが、農地法が里地里山の多面的機能の発揮を阻害している面がある。農地法は国内の農業生産の増大を図るための法律であるが、神奈川県内の里地里山の農家は大半が自給的農家に移行しており、都市近郊農業の発展はあまり望めない状況にある。その代わりに里山の農地には、生物多様性の保全、環境教育や食育、福祉やセラピー、地域防災といった都市近郊の農地や緑地ならではの機能が期待されている。こうした里地里山の活用手法については第3章で考察するが、行政機関においても、県内の里地里山の現状を踏まえたうえで、農地法の改正を国に働きかけたり、農地法の適用を除外する「特区」の申請や農地転用基準の弾力的な運用などに取り組む必要がある。

里地里山の保全や活用にあたっては、市町村と県との連携がますます重要になる。市町村においては、施策体系の中に里地里山の保全や活用を積極的に位置づけ、里地里山の多面的機能を生かすための総合的な施策の展開が求められる。一方、県にはそうした市町村による多様な取り組みをバックアップしていく総合調整機能が求められる。県では本庁と県政総合センターが連携して市町村や活動団体を支援している。だが、農地の保全や活用に関する支援が中心であり、環境、教育、福祉、景観などの分野における行政組織間の連携や調整は十分とはいえない。県政総合センターでは農林畜産業や環境保全に関する業務のほか、商工観光、産業廃棄物関係の業務を所管しているが、教育、保健・福祉に関する業務はそれぞれ教育委員会や保健福祉事務所の所管となっている。また、景観行政は県土整備局環境共生都市部都市整備課が所管するなど、市町村にとっては里地里山の多面的な機能の発揮に関する県の窓口が分散している状況となっている。

市町村や活動団体に対する総合的なサポート機能の強化については、第4章で改めて論じることとするが、県政総合センターにおける里地里山サポート機能のいっそうの充実強化が求められる。

第3章 里地里山の多面的機能の保全等のための政策手段

昨年度の報告書では、里地里山の保全に関する法制度の整備状況についてとりまとめた。そこでも述べたように、政府が里地里山の重要性を認識するようになるのは1990年代半ば以降である。しかし、環境省が主に生物多様性の観点から里地里山の保全活用を考えているのに対し、農水省は中山間地域の農業振興、国土交通省は都市近郊緑地の保全活用、そして文部科学省は環境学習というように、各省の取り組みはばらばらである。また、国の関心はもっぱら農山村地域に向けられ、神奈川のように都市化が著しい地域の里地里山に関してはほとんど関心が払われていないことが明らかとなった。

そうしたなかで都市部の自治体は、わずかに残された里地里山の保全や多面的機能に着目し始めている。ここでは、里地里山の多面的機能のなかから、教育・研究、レクリエーション、景観、保健・福祉、防災の各分野における地方自治体の取り組みと政策手段について考察する。

1. 教育・研究

教育や研究活動と里地里山を結び付ける動きは近年ますます活発化している。教育には小中学校などで行われる学校教育と、社会人を対象とする社会教育（生涯学習）の2種類があるが、いずれの教育活動においても里地里山の活用が進められている。学校教育では、総合学習の時間を利用して里山について調べたり、理科の時間に里山で生物調査を行うなどの活動が行われている。神奈川県で里地里山活動団体でも、地元の小学校と連携して小川の生物調査や田植えや稲刈りの農業体験活動を行っている団体がかなりある。秦野市の養毛里地里山保全地域を守る会では、横浜市の児童養護施設の児童を受け入れ、田植えと収穫体験を実施している。⁵また、県の里地里山保全等地域の選定には至らなかったが、川崎市麻生区黒川地区では、JAセレサ川崎が不登校やひきこもりの子ども達を対象とした農業体験実習および収穫祭を実施している。これは神奈川県食農教育連携促進モデル事業として実施されているものであり、2011年度においては黒川観光農業振興会の指導のもとに子どもたちが落花生の収穫とゆで落花生の試食、こんにやく作りを行ったことが、神奈川県の「食育取組事例集」に掲載されている。

社会教育活動では、公民館で地元の食材でつくる料理教室を実施したり、竹トンボや正月飾りをつくるなどの活動が各地で行われている。なかでも久野地区では、里山親子そばづくり体験塾や野遊び探検など、多様な事業を子ども会や小学校、PTA など地域の各団体との連携で実施しており、地域ぐるみで里山の保全・活用に取り組んでいる。

里地里山における教育活動の展開は、食育の観点からもさまざまな可能性を考えること

⁵ 養毛地区における横浜市の児童養護施設の児童の受け入れは、東海大学の学生ボランティアのコーディネートによるものである。

ができる。食育に関しては、里地里山で収穫した米や野菜等を地元の学校給食に提供したり、幼稚園や小学校の生徒が農家やJAの指導のもとに米や野菜をつくり、給食で食べながら食や栄養について学ぶという食育活動が全国各地で進められている。⁶神奈川県も同様の取り組みを「食育取組事例集」にまとめて情報提供を行っているほか、「かながわ食育推進県民会議」を設置し、毎年「かながわ食育フェスタ」を開催している。

このほかに、森の再生と教育活動を結び付けた取組として神奈川県独自の活動に「新学校林創生事業」がある。新学校林創生事業は、旧県北地域県政総合センター（現県央地域県政総合センター）が2007年度から2009年度にかけて実施した森林学習プログラムである。同事業では、県が森林所有者との交渉・森林使用の承諾・地域調整等を行い、学校が自由にかつ継続して利用できる学習活動の場としての「新学校林」を確保する。学校では、この学校林において、教科の枠に縛られずに児童生徒がさまざまな体験学習を行い、地域と森との関係の理解を促進するというものである。この事業は、相模原市立青根小学校、厚木市立玉川小学校、相模原市立広陵小学校の3校で実施され、学校周辺の森の歩道整備、野生きのこの観察、原木シイタケの栽培体験（以上は青根小学校）、ヤマビル駆除（玉川小学校）、自然観察林の再生（広陵小学校）などが行われた。注目できる点は、学校林での活動が正規の学校の教育活動に組み込まれたことと、地域の林業家や林業会社、NPO法人、大学との連携のもとに事業が進められた点である。同事業は3年間で終了したが、学校教育・森林保全・林業を結び付けたことは、里山の次世代への継承という点で注目に値する。なお、県の県央地域県政総合センターでは、同事業の成果をもとに、小中学校の総合学習「森林学習」の参考用に「新学校林づくり事例集」と「学習プログラム集森林DEで学ぼう!!」を作成して提供している。⁷

研究活動については、表1-10にあるように、日本大学生物資源学部や東京農業大学短期大学部などによる里地里山の生態系に関する調査研究が秦野市名古木などで行われている。しかし、県や市町村による里地里山の保全活動と直接結びついているわけではなく、大学や研究者の学術研究の一つとして行われている場合が多い。里地里山の生態系に関する学術研究の成果は、生物多様性における里地里山の重要性を県民に訴えていくうえで大きなインパクトをもつものである。県の指針では、里地里山の保全等の効果の科学的検証や里地里山保全等の手法に関する調査・研究を大学や研究機関等との連携のもとに行うとしているが、里地里山の生態系やその多面的効果に関しても積極的に大学や研究機関と連携して研究の推進を図ることを求めたい。

⁶食育基本法では「食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない」（第7条）と定めている。

⁷ この他にも、秦野市千村地区では、里山保全団体が整備した共有林を渋沢小学校の学習林として開放し、児童生徒の環境教育に提供している。

2. レクリエーション

神奈川県は、里地里山条例は、里地里山の多面的機能のひとつにレクリエーションの場の提供をあげている。レクリエーション（余暇活動）には多様な活動が含まれるが、神奈川の里地里山は都市の近郊に位置するため、滞在型の余暇活動にはあまり向いておらず、日帰りや短時間の滞在がメインである。具体的には、散策やハイキング、自然観察やバードウォッチング、歴史散歩、キャンプ、川遊びなどが思い浮かぶであろう。里地里山保全活動団体のなかにも、遊歩道や登山道の整備、ざる菊まつりや菜の花まつりなどのイベントに取り組んでいる団体が多い。

近年注目を集めているものに、エコツーリズムがある。環境省と国土交通省はエコツーリズム推進法にもとづいてエコツーリズム推進基本計画をたて、エコツーリズムガイド育成事業等を推進している。神奈川県でも 2006 年度から「丹沢エコツーリズム担い手講座」を実施しており、2008 年には同講座の修了生が NPO 法人丹沢自然学校を立ち上げ、山・沢・里・森をテーマにエコツアーを実施している。また、県では西丹沢（山北町）をモデル地区としてエコツーリズムを推進するための拠点として、県立西丹沢自然教室を改修したところである。だが、都市近郊の里地里山については、とくにエコツアーガイドを養成するまでには至っていない。しかしながら、里地里山の地元の人々は山野草、キノコ、薬草、昆虫や野鳥などに詳しいだけでなく、民話や伝統行事など地域の民俗文化の重要な伝承者であり、貴重なエコツアーガイドである。市町村にはそうした人材を独自に里山ガイドとして認定するなどの取組が求められる。⁸

3. 景観

2004年に制定された景観法にもとづいて、地方自治体は景観に関するまちづくりを進めるための景観計画を定めることができる。現在まで神奈川県では、県のほか横浜市など24市町が景観条例を定めているが、県の「景観づくり基本方針」では、景観づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性から、概ね5年以内に県内全ての市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定して景観行政を推進できるよう支援するとしている。

景観法は、地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域について景観区域を定めることができると定めている（第8条2）。したがって、市町村は地域内の里地里山を景観区域に定めていることも可能である。しかしながら、景観区域では景観保全のための建築や開発行為等の規制が可能であるため、とくにすぐれた自然景観や歴史的文化的に貴重な景観だけが景観地区に指定されることが多い。全国ではこれまで35か所が景観地区に指定されているが、県内では藤沢市の江の島地区と湘南C-X地区、鎌倉市の鎌倉景観地区と北鎌倉景観地区の4か所だけが指定されている。

⁸ 神奈川県内の事例では、県と相模原市、山北町、愛川町、清里村の4市町村が水源地域交流の里づくり推進協議会を設立し、上流域と下流域の交流を図る観点から「里の案内人」を育成している。

なお、景観法は、景観と調和のとれた営農条件の確保を図るため、地域の合意形成を得て、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき区域（棚田、景観作物地帯など）について景観農業振興地域整備計画⁹を定めることができるとしている（景観法第55条）。だが、これまで景観農業振興地域整備計画を策定した団体は全国でも3団体にとどまっており、県内で景観農業振興地域整備計画を定めている団体はない。

県内の市町村のなかで積極的に里山の景観保全に取り組んでいる自治体に秦野市と南足柄市がある。秦野市は、国の景観法の制定に先立つ2003年に「秦野市景観形成基本計画」を策定し、市民と事業者、行政が協働して市の共有財産である良好な景観の保全に取り組み始めた。2005年には「秦野市景観まちづくり条例」が制定され、山並み景観、里山・田園景観、水辺景観などの形成が進められている。一方、南足柄市は、花を活用したまちづくりに取り組んでいる。2005年には市内の11団体で構成する「あしがら花紀行ネットワーク」が結成され、その取組は農水省の「農村景観～「農」と歩む景観とともに、地域の魅力を伝える～」のパンフレットでも紹介されている。¹⁰なお、南足柄市では、2012年12月に策定した景観計画のなかで「丘陵部に広がる里山等の景観保全とその周辺の建築物等に対する景観コントロールが望まれます」と述べ、「本市の原風景ともいえる田園風景や里山風景の保全を図るべく、良好な田園・里山景観の維持・保全と良好な営農条件の確保を一層推進するため、『南足柄農業振興地域整備計画』と整合性を図りながら、『景観農業振興地域整備計画』の策定を検討」するとしている。

これまでにみてきたように、県内の里地里山保全等地域においても多くの活動団体が棚田の復元や植樹などをつうじて里山の景観保全に積極的に取り組んでいる。農山村に生きる人々の活動によって形成された里山の景観は、都市に暮らす人々にとっては懐かしく、心が安らぐ風景（ランドスケープ）であり、物見遊山的な「観光」の対象にはなりにくいものである。欧州では、こうした長い間の人々の生活の営みから形成された風景を守るための「欧州ランドスケープ条約」が2000年に締結され、各地で農村風景の保全が進められている。しかし日本では、昨年度の報告書でも指摘したように、都市計画という観点から土地利用規制を行ってはいるが、農村風景を保全するための規制という考え方はほとんどないといっても過言ではない。例えば、都市計画法は市街化調整区域を設定しているが、そこには景観を守るという発想はなく、美しい山並みが見渡せる場所に資材置き場やゴルフ練習場、携帯電話無線基地局のアンテナ、墓地・霊園等が無造作に作られている。また、行政サイドでも、里山の景観に配慮することなく、ごみ焼却施設の建設や橋梁等の公共工事を行っている。

⁹ 景観法第55条は、「市町村は、景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる」としており、対象地域が農振地域であることが前提となっている。

¹⁰ このパンフレットでは、南足柄市千津島地区の取り組みが紹介されている。

美しい里山の風景は、神奈川県ではもうわずかになってしまった。その大切さに気づいて行動を起こしたのが、里地里山の活動団体である。県や市町村には、里山の風景を大切に保全していくための規制や活動団体の取組に対する積極的な支援が求められる。

4. 保健・福祉

里地里山と保健医療との連携も近年注目を集めている。美しい里山の景観を楽しみながら散策をしたり、地元の人々と会話を楽しむことで、人々は癒しを得ることができる。また、農作業が健康に良いことは、里山の高齢者がいたって元気なことからも明らかである。こうした里山の「癒し効果」には農林水産省も着目しており、2010（平成22）年版森林白書では森林の癒し効果や各地での取組事例を紹介している。また、地方自治体のあいだでも「アグリセラピー（農業療法）」や森林浴に着目して事業を展開するところが増えている。

県内では、藤沢市が2012年3月に「健康の森基本計画」を策定している。これは2010年に策定された「健康づくりの森構想」を具体化するもので、同構想では、湘南台駅西方3.5kmに位置する33haの谷戸地域を「健康の森」として整備し、谷戸環境や緑地空間を恒久的に保全しつつ、自然環境を活用して総合的に健康増進機能を充実することを目指すとしている。同計画では、フットパスや森林セラピー、農業体験等の自然環境にふれあい気軽に健康づくりができる機会の充実、慶應義塾大学看護医療学部と連携した健康チェック及びヘルスケアなどの推進が事業計画として盛り込まれている。¹¹県外では、遊休農地での漢方薬の栽培（長野県佐久市）や、和漢薬の里ヘルスツーリズム事業（富山県）といった取り組みも注目されるところである。

また、福祉と里山の連携についても興味深い取り組みが増えている。農林水産政策研究所によれば、社会福祉法人やNPO法人等の農業分野への進出等により、農業分野における障がい者の就労が拡大しているという。ここには農作業が障がい者の身体や精神に良い影響があるという社会福祉法人側のニーズがある。近年は、障がい者の収入を高めるため就労活動や地域の農業を守る社会貢献活動としての農作業が拡大しており、農業分野での取り組みが本格化している。¹²県外の事例のなかには、市が積極的に福祉農園を設置しているところもある。福岡市では、市が中心となって転作水田を福祉農園として無償で供する事業に取り組んでいる。同農園では、園芸療法の観点を取り入れ、野菜や花の種蒔きから収穫までの一貫した農作業を通じて障がい者や高齢者の自立と癒しを図っている。なお、県

¹¹ このほかには、相模原市が「新都市農業推進計画」（平成16年）のなかにアグリセラピー事業（農業の癒し効果活用事業）を盛り込んでいる。ここには、社会福祉法人や医療法人が農地の権利を取得し、入所・通所等の農業体験の場づくりを行うことや、農業と保健福祉の連携による農業の癒し効果を活用した心と体の健康づくりが盛り込まれている。また同計画には、農業の新技術開発と医療福祉分野への応用を図る「アグリテクニカル&メディカル創造事業」の推進も盛り込まれている（相模原市ホームページ）。

¹² 農林水産政策研究所の報告書は、横浜市の社会福祉法人グリーンの取り組みを紹介している。同報告書によれば、社会福祉法人グリーンは知的障がい者の就労支援事業として農業活動を取り入れ、稲作、露地野菜栽培、梅干しや味噌、ジャムなどの加工・販売などを行っている。農地は横浜市北部農政事務所の仲介で、地域の農家から労働力不足のため農家が耕作しきれない部分を借りており、市ではハウスや機械等の整備について社会福祉法人に助成を行っている。

内の活動団体のなかでは、矢倉沢里地里山会が地元の北小田原病院の入院患者に呼びかけを行い、畑に種蒔きをしてもらう活動を行っている。

5. 防災

2011年3月11日の東日本大震災を契機に、地域では防災への関心が高まっているが、特に都市部においては地域防災の観点から農地や森林の機能が再評価されてきている。都市近郊の里地里山は、樹木の働きによる二酸化炭素の吸収などの大気浄化機能をもつだけでなく、火災などの災害時の緩衝帯（グリーンベルト）や災害時の避難空間としての機能など、地域防災のうえで重要な役割を担っている。県内では、横浜市、川崎市、藤沢市、秦野市が防災協力農地の制度をもっている。防災協力農地は、災害時に農地を一時避難場所や仮設住宅建設用地、復旧用資材置場として使用するもので、これらの自治体では農家や農協の協力のもとに市内の生産緑地や市街化区域内の農地を防災協力農地として登録している（表3-1）。

県内では、里山を防災拠点に指定している地域はまだないが、県外では、高知市が南海トラフ巨大地震に備えるため、市の里山保全条例に基づいて市沿岸部の「ノツゴ山」の西側約2.1haを2013年4月から保全地区に指定する方針を打ち出している。指定されれば、高知市では「防災の里山」として初の指定になるという。¹³神奈川県でも東海地震や首都直下型地震が起きれば、沿岸部では大津波による甚大な被害が想定されることから、湘南や三浦地域では里地里山地域を防災拠点として整備することも考えてよいであろう。

表3-1 県内の都市防災協力農地

横浜市 (2006年制定)	川崎市 (2007年制定)	秦野市 (2002年制定)	藤沢市 (2009年制定)	計
285.6ha	71.9ha	3.8ha	3.3ha	364.6ha

（資料）神奈川県「平成23年度国の施策・予算・制度に関する提案」

6. まとめ

都市近郊の里地里山は多面的な機能を備えている。そうした里地里山の多様な価値に着目し活用することで、多くの県民や団体のあいだで里地里山の大切さに対する認識が高まっていくことが期待される。これまでにみてきたように、里地里山の保全活動団体は、地域住民と協働しながら、里地里山の価値を広める活動を行っている。しかしながら、活動団体の活動には限界がある。したがって、都市住民や企業などとの幅広い連携を作り上げ

¹³ 高知市里山保全条例第6条は、「市長は、次の各号のいずれかに該当する里山を里山保全地区として指定することができる」と定めており、第1号に「防災機能を確保するために保全することが必要な里山」をあげている。

ていくことが、里地里山の多面的機能を活用していくうえで重要になる。

また、里地里山の保全・再生・活用は、まちづくりと一体となって推進する必要がある。いま神奈川の里地里山は消失の危機にあるといっても過言ではない。里山を保全するためにはもはや「守り」の施策だけでは不十分であり、積極的に「里山づくり」に取り組む必要性がある。そのためには、まずもって市町村が里地里山の保全や活用方針を基本構想のなかにきちんと位置付け、計画的に取り組む必要がある。さらに、里地里山の保全に対する市町村の責任を明確にする必要がある場合は、里山条例の制定を考えてもよい。現在のところ県内の自治体で里山保全に関する条例を定めているのは相模原市だけである。だが、景観や防災の観点から里山を保全する際には、開発行為等を規制する必要があるため、条例制定が望ましいといえる。

また、里地里山の保全や活用を進めるうえでは、県の行政機関の積極的な関与が求められる。県の機関のなかには、里地里山の多面的機能と結び付いた業務を行っているものが数多くある。次ページの図3-1は、里地里山と関係すると思われる県の機関や関係団体を書き出したものである。例えば、田や小川の貴重な水生生物の保護に関しては、自然環境保全センターや水産技術センター内水面試験場が専門的な知識を蓄積している。不登校対策では、足柄ふれあいの村が「きんたろうキャンプ」を行っている。こうした機関が積極的に里山に関わることで、里山のもつ多面的な機能に対する県民の認識はさらに高まるであろう。

これらのさまざまな行政機関の参画にあたっては、ばらばらな対応にならないように総合調整機能を強化する必要がある。なお、県は公の施設の運営・管理を民間企業等の指定管理者に移すことができる指定管理者制度¹⁴を県の出先機関にも一部導入しているが、出先機関を指定管理者の管理運営に移すと、県や市町村の関係機関との連携は弱くならざるを得ない。指定管理者への移行に際しては、こうした点に十分に配慮する必要がある。長期的かつ総合的な観点から行政の直営が望ましいと考えられる場合には、直営に戻すことも検討すべきであろう。

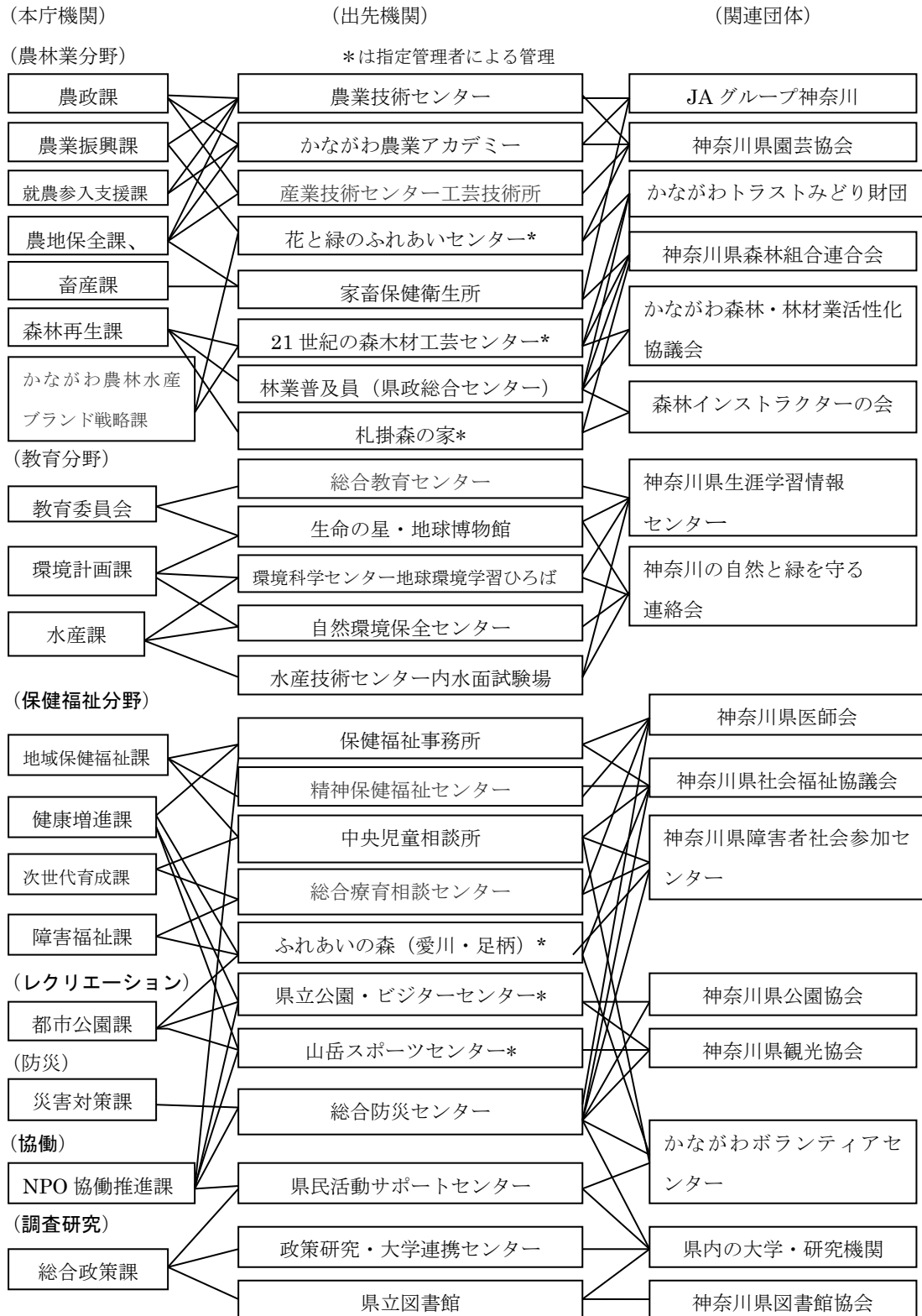
また、里山づくりにはさまざまな団体の参加と協力が必要である。本章で取り上げた事例でも、JA や地元の企業、社会福祉法人、NPO 法人、大学などが里地里山の保全や活用に積極的に関わっている事例が多くみられた。しかし、民間企業の参加については企業の社会貢献という面が強く、持続性に課題がある。この点については第4章で改めて論じることにするが、多様な団体が里山保全に関わっていくための地域協働の新しい手法の開発が求められているといえよう。

¹⁴ 指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、2003年の地方自治法改正で導入されたものである。

図 3-1 里地里山の多面的機能に関わる神奈川県庁の行政機関・関連団体

(2013 年 1 月現在)

(図中の接続線は、考えられる連携のパターンを例示したものである)



第4章 里地里山保全の課題

1. 持続可能な里山づくり

神奈川県都市郊外ではいままも開発が続いており、里地里山は急激に減少している。眺望がよい丘陵地は次々にゴルフコースになり、谷戸地域にも大規模な工場や研究所が次々に建設されている。その結果、県内で‘ふるさと’の原風景をとどめる里地里山はもうごくわずかになってしまった。残された地域でも、農家の高齢化から耕作放棄地や放置林が急増しており、神奈川県の里地里山はいまや消滅の危機にあるといっても過言ではない。県の里地里山条例は、こうした状況のなかで、里地里山を地域の人々の主体的な努力によって保全・再生・活用するために制定されたものである。条例施行からまもなく5年が経過するが、その間に県内では13の地域が里地里山保全等地域に選定され、14の活動団体が地域住民と一緒に里地里山保全活動を進めている。かながわ里地里山保全等促進指針に掲げた目標の達成は可能であり、これまでのところ、里地里山条例にもとづく里地里山保全活動の推進はほぼ計画通りに進捗していると評価することができる。

しかし、これまで考察してきたように、里地里山地域では活動団体や地域住民の高齢化が進んでおり、担い手や継承者の確保が大きな課題となっている。今後さらに里地里山保全等地域の拡大や活性化を図るためには、市町村による「里山づくり」へ積極的な取り組みが必要になる。その際に、市町村には、生物多様性や環境教育、景観やレクリエーション、健康づくりや福祉、防災など里地里山のもつ多面的な機能に着目し、計画的に里山づくりに取り組むことが求められる。里山づくりのアイデアは、広く住民から募りたい。住民の熱意、創造力、そして行動力が、里山の活性化を図る鍵となる。

里山を未来にわたって継承していくためには、学校教育や社会教育のなかに里山づくりを積極的に取り入れ、地域のなかで実践していくことも重要である。里山ではますます子ども数が減っている。都市の子どもたちを里山に呼び込み、さまざまな体験をつうじて里山の大切さを学ぶ機会をつくり、次の世代を育てる。子どもたちの笑顔や歓声は、里山づくりに取り組む人々に元気を与える機能をもっている。里山が活性化すれば高齢者はますます健康になり、医療費の削減を図ることができる。里山が都市住民の‘癒し’の場になれば、メンタルヘルスの面でも大きな効用が期待される。

より多様な活動団体の参加を促進するのであれば、市町村がそれぞれ里山条例を策定し、独自に保全地域の指定や活動協定の認定に関する基準を定めることも考えてよい。里山の公益性をまちづくりのなかに積極的に位置づけるのであれば、市町村は里山地域のインフラ基盤整備（障がい者も使えるトイレや休憩所など）にも取り組むべきである。活動団体では自主事業として散歩道の整備等を行っているが、ビジターのためのトイレ等の施設の整備は自主努力ではきびしい。市町村がインフラを整備した後の管理は、活動団体や自治会等に委託すればコストの節減になる。もし里地里山の一部を公的管理に移すのであれば、

活動団体や自治会等を指定管理者にするとよい。

また、里山の風景を保全するためには、市町村の景観条例の制定と活用が求められる。残念ながら、現在の景観法は、里山のような農村風景を景観地区に指定することを予定していない。したがって、里山の風景を守るためには、市町村が景観条例を制定し、独自の基準で景観保全重点地区等を指定し、景観を著しく損なう恐れのある開発行為を規制したり、美しい景観の形成に取り組む必要がある。その際には、自治基本条例に景観条例の根拠規定を置いてよい。市町村里山条例のもとで、美しい農村風景、貴重な生物の生息、特産品や地元料理などの里山の魅力を住民と行政が一体となって追求することで、里山づくりの活動はさらに拡大していくであろう。

2. 市町村に対する県の支援について

里地里山の多面的な機能を開発し活用していくためには、市町村や活動団体の取り組みに対する総合的な支援体制の整備が求められる。神奈川県里地里山専門委員会では、里地里山活動団体の協議会の設置とその事務局として“里地里山センター”の設置を提言している。しかし、協議会の設置は、県が活動団体に施策に関する説明を行ったり、合意形成を図るうえでは都合がよいかもしれないが、小さな活動団体にとっては協議会活動への参画はコストが大きく、それを上回るメリットがなければ、二の足を踏まざるを得ない。行政の都合から官製の協議会を設置するよりも、まずは活動団体の体力をつけ、徐々に自発的なネットワークの形成へと向かう方法のほうが、時間はかかるが、健全なプロセスであるように思われる。

また、協議会の事務局の機能についても十分に検討する必要がある。神奈川県里地里山専門委員会の報告書では、提案する“里地里山センター”の具体的な機能については、残念ながら言及していない。だが、里地里山の多面的な機能を発揮させていくためには、県の関係部局や市町村との連携や調整を実質的に行うことができるような体制づくりを考える必要がある。

他県の状況を少しみておこう。石川県では 2011 年 4 月の組織改編の際に、環境部自然保護課から里山に関する業務を分離し、里山創生室を新設した。里山創生室の所掌事務は、里山里海に関する施策の総合的な企画及び調整に関することと、里山里海の利用保全に関することである。石川県には「いしかわ里山創生ファンド」¹⁵があり、里山創生室ではこの基金を活用して、「里山づくり ISO」の認証を受けた企業や団体、学校などの里山づくり活動を支援している。これらの認証団体は「いしかわ里山づくり推進協議会」を構成している。協議会の事務局は、県の里山創生室に置かれ、里山創生室では認証団体に対して指導者やアドバイザーの派遣を行っている。

¹⁵ いしかわ里山創生ファンドは、2011 年 5 月に石川県と地元金融機関で創設した基金（総額 53 億円）の運用益等を活用し、里山里海の資源を活用した生業の創出、里山里海地域の振興、多様な主体の参画による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについて普及啓発を行うことで、元気な里山里海の創成を図るものである（石川県のホームページによる）。

千葉県の「ちば里山センター」は、2004年に千葉県里山条例の具体化を目指し、18の里山活動団体が設立した特定非営利活動法人（NPO法人）である。ちば里山センターでは県と連携して「里山情報バンク」を設置し、里山活動団体に対する情報提供や相談活動を行っている。なお、千葉県では、里山条例の施行に関する事務は森林課森林づくり推進室が担当している。

一方、神奈川県では、県の里地里山条例が「里地里山の保全等は、地域の農林業の営みを尊重しつつ、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵沢を県民が将来にわたって享受できるよう、継続的に行わなければならない」（第3条3項）と定めているように、農政部が中心になって里地里山の保全に取り組んできた経緯がある。また、同条例の規則第5条は、「条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る里地里山の地域をその管轄する区域内に含む地域県政総合センターの長（里地里山の地域が横浜市又は川崎市の区域にある場合にあつては、横浜川崎地区農政事務所の長）を経由しなければならない」と定めている。これは、条例制定に先立って、地域の県政総合センターが中心になって里山づくりモデル事業等の事業を市町村との連携・協力のもとに推進し、ノウハウ等を蓄積してきたという経緯によるものである。県では、「本条例に係る申出、届出、報告等の書類の提出について、地域県政総合センター等を経由することにより、申請情報を共有するとともに、現場の状況や市町村の意向などを把握して考察を加えてもらうこととしたもの」と説明している。

このような経緯に鑑みれば、里地里山の多面的機能の発揮に向けて市町村や活動団体に対して総合的な支援を行うサポートセンター的な組織は、県政総合センター内に置くことが望ましいといえる。ただし、県政総合センターには教育、保健・福祉、景観等を担当する部門がないので、教育や保健・福祉等の関係部門との連携や市町村との連携を専門に担当する“里地里山コーディネーター”の設置を検討すべきである。この“里地里山コーディネーター”は必ずしも公務員である必要はなく、多様な人材の登用を考えたい。また、将来活動団体の協議会が発足した際には、各地域の“里地里山コーディネーター”が事務局における勤務を兼務するとよいであろう。

3. 活動団体に対する財政支援について

神奈川県では、活動団体に対して活動協定を締結した土地の面積に単価を乗じて財政的支援を行っている。これは EU で始まった農家に対する直接支払制度と同じ仕組みといえる。ただし、県の補助は里地里山の多面的機能の発揮の対価ではなく、活動団体が保全活動を行う際に必要となる諸経費（チェーンソーの購入など）を補助する目的から単価が設定されている。神奈川県里地里山専門委員会報告書（2010年3月）では、施策の投資費用は多面的機能の発揮の対価とし、その根拠として多面的機能の効果を測定し、それを費用換算することを提案している。この提案は妥当なものであり、将来的にはこうした方向で

財政支援を行うことが望ましい。¹⁶

すでに同様の考えの下に実施されているものに、農水省の中山間地域等直接支払制度がある。この制度では、中山間地域の集落が農業生産活動に加えて、農地の多面的機能（国土保全機能、保健休養機能、自然生態系の保全）に関する取り組みを実施する場合に、地目や傾斜区分に応じて単価に応じて交付金が支払われる。中山間地域直接支払制度の対象となる農地は、山村、過疎地、離島等の傾斜農用地であるが、都市近郊の里地里山地域のもつ多面的機能の公益性を重視するのであれば、同じような直接支払の仕組みを導入することは十分に合理性があると考えられる。その財源としては、里地里山地域の農業・農村が水源かん養機能や洪水防止機能に貢献していると考えれば、神奈川県水源環境保全・再生基金の一部を充てることも可能であろう。また、市町村が「里地里山保全・再生基金」を設立し、基金への寄付金を「ふるさと納税」の対象にして所得税や個人住民税の寄附控除が受けられるようにすれば、市外に転出した住民や里山の支援者からも資金を集めることができる。

なお、直接所得補償ではなく、活動団体が行う保全活動を支援するための費用については、横浜市の「みどり税」のように、市民税の均等割に一定額を上乗せする超過課税方式によって安定的な財源を確保し、税收相当額を基金へ積み立てて里地里山保全の施策に当てることも考えられる。横浜市では「みどり保全創造事業費会計」という特別会計を設置して、一般会計とは分けて事業を行っており、このなかで緑地保全制度に指定している民有地樹林地の維持管理の助成、愛護会や森づくりボランティアへの活動支援、森づくり団体の間伐材チップ化作業支援、収穫体験農園の整備に対する助成などを行っている。負担と支出の関係をより明確にするためには、里地里山の保全を目的とする法定外目的税の創設も考えられるが、新税の導入は政治的に難しい面がある。

なお、持続可能な里山づくりにおいて、活動団体が財政的に自立することが重要であることは言を俟たない。そのためには活動団体による収入確保を支援するための施策も考える必要がある。ただし、前にも述べたように、エコツアーのビジターを受け入れるためのトイレ、休憩所、駐車場、直売所等の整備については、行政による積極的な取り組みが求められる。一方、活動団体についても、NPO 法人に移行するための支援を考えたい。NPO 法人になれば、寄附等により財政基盤の強化を図ることができるからである。だが、活動団体の構成員は高齢化しており、NPO 法人設立の手続きを自前で進めるのは容易ではない。この点について神奈川県民活動サポートセンターは NPO 法人の設立についてノウハウを蓄積しており、支援は十分可能である。

4. 民間企業との協働

里地里山保全活動に関わる人材の確保や保全活動に必要な資金を確保するうえで、民間

¹⁶ なお、里地里山の多面的な機能を保全し発揮させる目的で農業経営体に対して行う直接支払は、農業の生産に直接関係ないため、WTO 農業協定にも抵触しない。

企業との連携が注目されている。最近では、多くの民間企業が CSR（社会貢献）活動や環境貢献活動の一環として森林保全活動・里山保全活動に参加するようになった。ただし、民間企業の CSR 活動は里地里山の保全に必要な人材の確保に寄与するものであるが、CSR 活動は本来的に民間企業のボランティア活動であり、継続的な保全活動を保障するものではない。企業をとりまく状況が変化すれば、すぐに撤退してしまう可能性もある。このことから、民間企業による継続的・安定的な活動支援を得るためには、民間企業が里山保全活動に継続的に参加しやすいインセンティブをつくる必要がある。

企業へのインセンティブにはさまざまなものが考えられる。神奈川県では、企業や団体が水源の森林づくりに取り組む「水源林パートナー制度」を設け、松田町のやどりき水源林では 21 の企業・団体が森林づくりに関わっている。また 2010 年度からは、水源林パートナー制度をさらに拡充した「森林再生パートナー制度」を導入したところである。¹⁷この制度に参加する企業は、県の行う森林整備への協力と森林所有者への直接支援のいずれかを選択し、県が管理する水源林、県有林への支援を選択した場合、企業は森林を企業の森として命名し、銘板を設置することができる。同様に、森林所有者に対する直接支援を選択した場合も、企業は民有林に企業名を付けたり、銘板を設置することができる。また、いずれの場合も、県は支援をいただいた企業に森林整備による CO₂ 吸収量算定書を発行する。これは京都議定書に基づいて導入された「カーボン・オフセット・クレジット」という排出権取引の仕組みを森林再生に取り入れたもので、全国各地で導入されているものである。

例えば、東京都では 2012 年度から「とうきょう森づくり貢献認証制度」を制度化している。これは森づくり活動の実施や多摩産材を利用した企業や都民等に対し、東京の森づくりへの貢献と二酸化炭素吸収量及び二酸化炭素固定量を認証するもので、認証されると貢献認証書が授与され、企業はこの認証マークを広報媒体等に使用することができる。森づくり活動には、森林整備サポート認定制度と二酸化炭素オフセット認証制度の二つがある。前者は企業が実施・協賛した下刈り、除伐、間伐による二酸化炭素吸収量を東京都が認定するもので、0.1 ヘクタール以上から申請が可能となっている。後者は、下刈り、間伐に必要な経費を拠出した企業等に対して二酸化炭素吸収量を東京都が認証するもので、こちらは 10 ヘクタール以上から申請できる。また、多摩産材を利用した什器（机、イスなど）の製造業者と購入者や、多摩産材を用いた木造建築物の建築主には二酸化炭素固定量を、施工業者には森づくりへの貢献を東京都が認証するとしている。

¹⁷ 2012 年 9 月現在、以下の企業・団体が森林再生パートナー制度に参加している。(株)東芝、アサヒビール(株)、連合神奈川、鈴廣かまぼこ(株)、(株)湘南リビング新聞社・(株)サンケイリビング新聞社、(社)神奈川県法人会連合会、三菱商事(株)、JX 日鉱日石エネルギー(株)、KDDI (株)、富士通エフ・アイ・ピー(株)、(株)ACK グループ、(株)証券保管振替機構、タカナシ乳業(株)、ルネサスエレクトロニクス(株)、(株)野本建設、(株)神工舎建築工房・(有)太田材木店、共同カイテック(株)、三浦藤沢信用金庫・平塚信用金庫・さがみ信用金庫、神奈川トヨタ自動車(株)、(株)カナエル、住友スリーエム(株)、日本石油輸送(株)、JA グループ神奈川、三菱倉庫(株)、キリンビバレッジ(株)、(株)モンテローザ、富士通㈱神奈川支社、伯東(株)、エバラ食品工業(株)、日本発条(株)、(社)神奈川経済同友会、オイスカ神奈川推進協議会、東京大学同窓会神奈川银杏会、(株)荏原製作所。

こうした経済的手法を神奈川の里地里山の保全に導入することについて県や市町村の行政は真剣に考えるべきである。ネーミングライツは、森林に限らず、田や畑、散歩道、雑木林などに設定することも可能である。このほかにも、環境保全に取り組む企業に公共工事等の入札でポイントを付加したり、企業による環境保全への取り組みを市町村の広報誌等でとりあげるといったことはすでに各地で行われている手法である。ただし、里地里山の保全は地域が主体となって進めるものであるから、地元の企業を積極的に呼び込めるような仕組みを工夫したい。

5. 国内・海外との連携

里山保全に関する地域間の連携については、地方自治体が主催する里山サミットや交流会、NPO 法人が主催する交流会など、多種多様な活動が国内各地で行われている。里地里山保全活動団体同士の活動ネットワークや連携促進を目指した交流会は、活動団体でしか理解できない課題や悩みを共有し、解決策について議論できる貴重な交流の場として活用されている。

里山サミットは、神奈川県や千葉県、岡山県などで開催されている。神奈川県では、地域コミュニティの里地里山保全活動団体間の意見交換や情報共有の機会として里地里山サミットを定期的に開催している。サミットでは、各団体の活動紹介や里山保全活動の見学、里山保全活動地域の郷土料理の試食、地域資源から生産された商品の紹介、里山活動に関する課題についての意見・情報交換等が行われている。千葉県では、活動団体に加え、市民や企業、大学等多様なステークホルダーも巻き込んだ里山シンポジウム（里山シンポジウム実行委員会主催）が開催されている。また、千葉県ではちば里山センターが里山ワンストップサービス事業をつうじて里山保全活動団体のネットワークの形成を図っている。ちば里山センターは、里山活動団体を対象とした技術講習や安全講習も実施している。また岡山県も、活動団体間のネットワークの構築を図る目的で里山サミットを開催している。岡山県では、中学校・高校が主催する ESD（持続可能な開発のための教育）をテーマとした里山サミットや里山宣言を行った 2012 操山里山サミットなどが開催されており、活動団体間の交流促進だけでなく、里山活動に関心のある人びとの理解を促進する機会となっている。

里地里山保全においては、里山の美しい風景や文化を次世代に継承していくことが理念に掲げられている。この視点は、国連大学とユネスコが提唱する ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）と合致するものである。国連では 2005 年から 2014 年を「ESD の 10 年」と位置付け、実施計画のもとに世界各地でさまざまな取り組みが行われている。日本ではもっぱら環境省や文部科学省が環境教育・環境学習という観点から ESD の普及啓発を行っているが、学習指導要領の改訂（持続可能な開発に関する授業の実施）やユネスコスクールの設置など、学校教育における取り組みが中心となっている。しかし、ESD を推進する国連大学では、地域の多様なステークホルダー

がノンフォーマル教育のなかで持続可能な開発を学ぶことの重要性を強調している。この点で、日本の里地里山保全の取り組みは、まさに ESD の地域実践と呼びうるものである。ESD 推進の地域拠点である RCE (Regional Centre of Expertise) は世界各地で 100 か所以上が認定され、日本国内でも仙台広域、横浜、中部、神戸、岡山、北九州で RCE が設立されている。これらの RCE は世界の RCE と連携して ESD の推進に取り組んでいる。¹⁸

同様の観点から、日本が提唱し、国際的な連携を呼びかけているものに「里山イニシアティブ (SATOYAMA Initiative)」がある。昨年度の報告書でも触れたように、里山イニシアティブは 2010 年に名古屋で開催された生物多様性に関する専門家会議において日本政府が提案したもので、多様な生態系サービスやその価値の確保、伝統的手法と近代的技術との融合、土地の共同管理の実施を通じて、自然との共生社会の形成を目指すプログラムである。その国際的なプラットフォームである里山イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI) には、2012 年 3 月時点で各国政府や研究機関、国際機関、NGO 等、117 団体が参加している。

里山イニシアティブは、自然環境と人間の生活を調和させ、持続可能な自然資源の管理を行いつつ、里山がもつ多面的機能を人々の生活の豊かさにつなげていくという日本の取り組みを、海外に発信、普及させていくうえで大きなアクションとなるものである。このことは、やや敷衍して言えば、神奈川県で里山保全への取り組みが世界各地の里山の保全活動とつながっていることを意味する。¹⁹

一方、ヨーロッパでは、2000 年の欧州ランドスケープ条約を受けて、各国の地方自治体を中心になって農山村風景を保全する動きが活発化している。ヨーロッパでは、美しい農山村風景の保全は、伝統的文化や風習の保全・継承に寄与するだけでなく、環境収入の増加をつうじて人々の生活の安定にも貢献するととして、政府も積極的に支援している。

神奈川県には、国内の里地里山保全活動を先導するとともに、こうした国際的な里山保全活動に対しても積極的に貢献していくことを期待したい。国際的な連携の推進は、里地里山保全活動の拡大や促進を図るためのさまざまなアイデアを生み出す機会となる。神奈川県には、国内の自治体と連携して、里山保全に関する国際会議を開催するなどの積極的な取り組みを期待したい。

¹⁸ 例えば、RCE 横浜では、RCE ペナン (マレーシア) や RCE セブ (フィリピン) と連携し、環境保全のための地域実践について国際セミナーの開催や学生交流等を行っている。また、RCE 北九州では RCE 統営 (韓国) と連携して ESD に関する研修等を実施している (国連大学高等研究所ホームページ)

¹⁹ 神奈川県で里山保全に取り組んでいる団体のなかには、途上国で植林や農業支援を行っている団体もある。例えば、秦野市の NPO 法人国際援助団体アイウエオサークルは、ネパールで植林等の活動を行っている。

おわりに

里地里山の保全、再生及び活用を図り、その多面的機能の発揮と次世代への継承を図ることは、県内の里地里山が急速に減少し、残った里地里山においても荒廃が進行しているという現状に鑑みれば、まさに喫緊の課題といわねばならない。本調査研究では、神奈川県が「かながわ里地里山保全等促進指針」にもとづいて実施している里地里山保全等施策の有効性について、諸施策の実施状況の分析や活動団体に対する聞き取り調査の結果から検証を行った。そこから判明したことは、促進指針に掲げた施策の目標はほぼ達成しつつあるが、里地里山の景観を保全し、その多面的機能の発揮を図るとともに、美しい里山を次世代に継承していくためには、さらなる取り組みが求められるということである。本報告書では、活動団体による取り組みを支援するための手法や、県や市町村の総合的なサポート体制の確立などについて提言を行ったが、より有効な施策を講じるためには、広く県民や関係者の知恵を結集する必要がある。本報告書がそのひとつのたたき台となることを切に願うものである。

最後に、反省の意味も込めて、本調査研究の限界と今後の課題を記しておきたい。本調査研究の実施にあたっては、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科比較公共政策ゼミナールに研究拠点を置き、小池治、赤荻道子、渡来絢の3名で研究チームを編成した。研究代表の小池治は行政学・公共政策論が専門であり、神奈川県が2007年度に設置した「里地里山竹林研究会」のメンバーとして里地里山の多面的機能に関する研究に関わった経緯がある。赤荻道子は、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科で都市緑地保全をテーマに研究を行っているが、横浜市職員として横浜市内の緑地保全に関わった経験を持ち、緑地保全に関する自治体法や自治体政策に詳しいことからメンバーに入ってもらった。渡来絢は、地球環境戦略研究機関の特任研究員として、環境保全に関する国際的な取り組みについて研究を行っており、里山に関する国際的な研究動向に詳しいことから研究チームに入ってもらったものである。本調査研究は、里地里山保全に関する政策研究がメインであることから、この3人の体制で実施したが、言うまでもなく里地里山の研究にはさまざまな関連分野の研究者との連携が必要である。例えば、里山保全活動への企業の参入については、経済学や経営学のアプローチが不可欠である。里山の農地や森林の生態系やCO₂吸収効果等については環境科学の研究者の協力が必要になる。里地里山とセラピー効果については医学との連携が欠かせないし、獣害については動物学者との連携が求められる。これから里地里山保全手法の研究を進めるにあたっては、こうした関連分野の研究者をまきこんだ横断的融合的な研究体制のもとに研究が推進されることを期待したい。

また、本調査研究では、市町村や他県の取り組みについても記載したが、時間等の制約から、多くのものは二次資料に依拠せざるをえなかった。資料や情報の出所は参考文献に掲げたが、より正確な情報については関係機関に直接問い合わせるなどの対応をお願いし

たい。

最後に、本調査研究の推進にあたっては、神奈川県農地部農地保全課の全面的なご協力をいただいた。記して感謝申し上げる次第である。なお、本報告書の内容はすべて本調査研究の代表者である小池の責任のもとに書かれたものであり、神奈川県の公式の見解ではないことをお断りしておく。

参考文献

1. 邦語文献

- 上原巖監修/日本森林学会編 (2012)『回復の森』川辺書房
- 上岡美保 (2010)『食生活と食育』農林統計出版
- 岡進 (2004)『丹沢山麓里山・田んぼ物語』DON ブックス
- 神奈川県里地里山専門委員会 (2010)「みらいに引き継ぐ里地里山をめざして」
- 神奈川県「2010 年世界農業センサス」<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6792/>
- 神奈川県「食育取組事例集」
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/476927.pdf>
- 神奈川県「新学校林づくり事例集」
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/9673.pdf>
- 関東農政局「平成 18 年度関東食料・農業・農村情勢報告第 1 部関東地域における都市農業の動向と課題 ～食・癒・和・・・都市農業のフロンティア～」
<http://www.maff.go.jp/kanto/kihon/kikaku/jyousei/18jousei/dai1bu-zentai.pdf>
- 国際連合大学/日本の里山・里海評価委員会編 (2012)『里山・里海』朝倉書店
- 西村幸夫・伊藤毅・中井啓編著 (2012)『風景の思想』学芸出版社
- 農林水産政策研究所「農業分野における障害者就労と農村活性化」に関する研究―農家と社会福祉法人、NPO法人等の連携にむけて―実態調査報告書（平成21 年度・平成22 年度実施）」
http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/Syogaisya/pdf/101203_houkokusyo.pdf
- 農水省「農村景観～「農」と歩む景観とともに、地域の魅力を伝える～」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_ouendan/index.html
- 藤沢市「健康の森経計画概要版」
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/content/000365439.pdf>
- 横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科 (2007)「『持続可能な開発のための教育』の地域実践に関する国際比較研究」
- 米津達哉・原美登里 (2010)「神奈川県西丹沢地域におけるエコツアーリズム事業にみるエコツアー実施団体とエコツアーガイドに関する一考察」『地球環境研究』12 : 161-171.
- 林野庁 (2012)『平成 23 年度森林・林業白書』
- 渡来絢 (2012)「持続可能な社会と里山保全活動-地域の人びとを含む多様なステークホルダーの関与を通じて-」,『横浜国際社会科学部研究』17 (2) : 149-166
- 渡来絢 (2013)「環境配慮型まちづくりにおける森林資源管理-施策展開の限界と産業ビジネスの参入による持続可能な森林資源管理と里山保全の可能性-」,『横浜国際社会科学部研究』17 (4・5) : 139-152

2. 外国語文献

- Antrop, Marc, et al. (2013). "Setting a Framework for Valuing the Multifunctional Landscape and its Multiple Perceptions," in C. Martijn von der Heide and Wim J.M. Heijman eds. *The Economic Value of Landscapes*. Routledge.
- Everard, Mark (2011). *Common Ground: the Sharing of Land and Landscapes for Sustainability*. Zed Books.

3. 参照ホームページ

- 石川県里山創生室 <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/index.html>
- 神奈川県農業技術センター <http://www.agri-kanagawa.jp/nosoken/nosoken.asp>
農業体験農園については
<http://www.agri-kanagawa.jp/nosoken/keiei/2011/taikennouen201107.htm>、
- 川崎市麻生区 <http://www.city.kawasaki.jp/asao/>
- 国連大学高等研究所 <https://www.ias.unu.edu/>
- 東京都農林水産部（とうきょう森づくり貢献認証制度）
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2012/03/20m3ta00.htm>
- 南足柄市景観計画 <http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/machi/toshi/keikaku/>
- NPO 法人国際援助団体アイウエオサークル <http://www.aiueo-circle.jp/>

4. 新聞記事等

- 『防災の里山』初指定へ 高知市」高知新聞、2013 年 1 月 19 日
- 「里山サミット：里山の活用法を探る。北区の「笠井山」で、地元の保護団体が交流／岡山」毎日新聞、2012 年 10 月 31 日

付属資料 現地ヒアリング抄録

土屋里地里山再生グループ（平塚市土沢地区）	
活動の経緯	県の条例制定がきっかけで活動が始まった。土屋はほとんどが谷戸で、他人の土地を通らないと行けない道のない土地が多い。そうした農地は放棄されてしまう。住宅の裏山が荒れてしまい、住宅の人たちも困っている。そこで地主さんたち5～6人を集めて団体を作った。そこに県の里地里山保全条例についての平塚市の回覧板が回ってきた。協定に入れば、自分たちの土地も保全できると考え、市の環境政策課に相談した。県には相談に行っていない。グループの考えと市の政策が合致していたので申請した。
活動状況	機械が入らない田は直播きや泥団子方式で子供たちが田植えをする。ブルーベリーを400本植えて、石鯿をつくって売る予定である。グループには元サラリーマンたちの「草刈り隊」やカラオケや温泉を楽しむ「遊び隊」などがある。グループという名前にしたのは、いろんな専門家が関わるという意味。グループには学生や画家もいる。「里山の鐘」を作り、愛称を募集中。マスコットとしてエミューを2羽飼育しており、その羽根で「エミューのお守り」を作っている。
活動上の課題	農地を買わなければ、道路を通すことができず、整備ができない。田んぼの復元は、水がないので難しい。今後は観光や事業化が必要と考えている。
行政への要望	行政の縦割りは困る。例えば、環境部門と農業委員会。一つの窓口で事が足りるようにしてほしい。



エミューの卵

蓑毛里地里山保全地域を守る会（秦野市蓑毛）	
活動の経緯	連合自治会長が発起人になり、2011年に自治会の中に蓑毛地区活性化対策委員会を設置した。対策委員会の中に3つのプロジェクト（棚田復元PJ、蓑毛の新しい道づくりPJ、花いっぱい運動PJ）を設置して活動を始めた。平成23年度は秦野市農業支援センターの補助で防獣ネットを購入したほか、水田地区の竹の刈り払いを棚田の会と農協の支援で実施した。しかし市の補助金は1年だけであり、市の森林づくり課から県の里地里山保全の補助金があると聞いたので、活動協定を申請した。申請に当っては森林づくり課に書類作成を手伝ってもらった。
活動状況	活動メンバーは、常時6～7名。60歳以上が多い。みなサラリーマンを定年。だが農業はできる。秦野の「じばさんず」に作物を出荷している。イベントはメンバーの交流が主たる目的。お月見会には若い人たちの組織も参加した。ライトアップはタウンニュースでも広報された。地区の外の人に来てもらうのはうれしい。景観のため、ひまわり、コスモス、河津さくらを植えている。
学校等との連携	地元にも20人くらい子供がいるので体験活動を計画したいが、子供会は消極的。横浜の聖母愛児園の子どもたちが東海大学の学生ボランティアのコーディネートで田植えや稲刈り体験に来る。
行政への要望	県から補助金をいただいているが、活動費としては足りない。



波多川四十八瀬を愛する会（秦野市堀西）	
活動の経緯	秦野市では名古屋と菩提が先行して認定されていた。そこで、市の森林づくり課から、四十八瀬についても指定の働きかけがあった。市が地権者に説明を行い、会を立ち上げた。県の補助金が受けられることは大きかった。やはり立ち上げの資金は必要である。
活動状況	四十八瀬川の土手の草刈りは15～6人で実施。昔は梅を植えていたが、放置されていた。そこで古い木を引き抜き復田をした。土手の草刈りには県の平塚土木から補助金がでるので、それを積み立ててユンボを借りた。里地里山の補助金は機械の購入や収納庫の費用に使ったほか、個人には活動面積に応じて配分し、刈り払い機の替刃等に使っている。補助金なしに個人の負担だけで活動を行うことは難しく、やはりモチベーションは重要である。 収穫物は、会員の個人分は自家消費。グループで耕作したところはグループ内で分配している。イベントを行うときは、自治会の各家庭にチラシを投げ込んでいる。彼岸花の時期にはカメラマンがたくさん来る。景観や水がきれいなことは自慢である。
活動上の課題	会のメンバーは自治会の会員。年齢は50歳以上である。芋煮会等のイベントには若いお母さんたちも来る。餅つきのイベントは今はやっていない。いづれ、わら細工、竹細工等を古老に教えてもらってイベントを行いたい。



堀西里地里山保全地域を守る会（秦野市堀西）	
活動の経緯	秦野市が誇れる景観ということで四十八瀬川を保全指定したことが発端となっている。NPO 法人四十八瀬自然村として先に活動していた。堀西地区が里地里山保全等地域に選定され、協定が条例の認定を受ければ、農地を再生する場合、県の支援が受けられる。しかし活動団体のメンバーには土地所有者や地域住民が50%いなければならないことから、地域住民に働きかけて新たな団体を設立し、既存の活動団体と同じエリアで活動することにした。
活動状況	水路、水田の復元及び維持管理、畑、樹園地の整備及び維持、米作り体験教室の実施等の多様な活動を行っている。花畑づくりには女性陣（10人くらい）が関わっている。
活動上の課題	田は道がないと機械を入れられないので、波多川四十八瀬を守る会の土地を利用してもらっている。ホタル観賞会のときに車いすでも行ける木道があるとよいと思うが、自分たちの土地ではないためできない。せせらぎ（ビオトープ）がほしい。しかし水利をもっている人が承諾しない。県の協力があるとできるかもしれない。
行政への要望	会の中心は地域住民だが、会単独では人が集まらない。県で集めたサポート隊がさまざまな地域で保全活動に取り組むというシステムが必要ではないか。



七沢里山づくりの会（厚木市七沢）	
活動の経緯	山が荒れて鳥獣被害がひどい。七沢の観光客も 70 万人から 30 万人へ減少した。昔の風景を取り戻し、人々に来てもらうため自治会と観光協会と一緒に取り組みはじめた。会は 1996 年に設立。まずは山の整備からはじめた。
活動状況	昔の風景を取り戻すため、休耕田（放棄地）を借りて棚田を復田し、子どもたちに田植えをしてもらった。いまは老人会に引き継いでいる。炭を焼いて販売している。また近隣の学校の体験学習でも炭焼きを体験してもらっている。伝統文化を継承するため、収穫祭のときに竹トンボや器をつくっている。ここ 4、5 年はしめ縄づくりをしている。
企業との連携	日産テクニカルが田植えと収穫祭に参加してくれている。ソニーはドングリを植えて、苗木を作っている。他にも新たな企業とのイベントの共同実施を検討している。
活動上の課題	新しい会員が入ってこない。重労働を敬遠するため、いろいろ機械を買っている。資金は厚木市のマルチライブプランの補助金。県のモデル事業でも薪割り機を買った。しかし運搬が問題となっている。会で車が持てればよいが、車検や維持費が手当てできない。会で借りている農地は 3 反だが、これをさらに増やしていきたい。せり、みつば、ゲンノショウコなど食文化をやりたいが、女性が入ってくれない。作った米は耕作者に分けている。売っているのは炭のみ。棚田は水の管理が大変。もぐらが穴をあけるので、すぐに塞がねばならない。市が鳥獣害防護ネットを張ったが、ネットの内側に取り残されたシカが増えている。居住地区は鉄砲を使えない。猟友会も高齢化しており、いまは 2～3 人しかいない。狩猟講習会もお金がかかる。
行政への要望	怪我への対応として補償の仕組みがほしい。20 万円以上をかけて傷害保険に入っている。



美しい久野 里地里山協議会（小田原市久野）	
活動の経緯	小田原市の 2009 年度地域別計画策定がきっかけとなって会を結成した。「子育てにやさしい久野」を満場一致でキャッチフレーズにした。
活動状況	そば打ち体験事業に力を入れている。「親子の絆・地域の絆」をテーマに実施している。小田原 CATV で放送され大きな反響があった。75 日間のそばづくりのなかで、地域の人たちの間の壁がなくなってきた。会員の思いはさまざま。それを里山がつなげていく。 昔はミツバツツジやヤマツツジがたくさん生えていた。昔の風景を復活させようとミツバツツジやヤマツツジを植えている。
活動上の課題	猪の被害はみかんや里芋。去年から被害が増えた。米も食べられてしまう。猟友会も高齢化している。鳥獣被害が増えれば、農業後継者がさらに減ってしまう。間伐した材木の使い方がうまくできない。規制があって小径木で小屋を作ることもしない。だから休日に農業をしても、雨宿りする小屋もない。癒しに来ているのに、癒せる場所がない。通いで農業をするのはたいへん。泊る所ができないか。50 人から放棄地を借りて、植木の生産と流通をやっているが、地代がとれないので限界。受託管理費というかたちでやっているが、例外で認められないか。
行政への要望	山、川、住宅地、海までの流域まで包括的に対応してもらいたい。 「ブリ森活動」つまりブリが戻ってくるためには、森を整備する必要がある。行政内部での横の連携がない。県産材の消費拡大をしなければ、山を整備することはできない。





林道工事



携帯電話無線基地局



雑木林とゴルフ場



水神の碑

神奈川の里地里山の未来にむけてⅡ

里地里山の保全手法等に関する調査研究最終報告書

2013年3月

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科

比較公共政策ゼミナール（代表：小池治）

※無断転載をお断りします



(秦野市名古屋の復元された棚田)

(報告書中の写真はすべてオリジナルに撮影されたものです)